

平成 28 年度日南町施政方針

鳥取県日南町

平成 28 年度施政方針

議員各位、町民の皆様には、平素から日南町政運営に御支援をいただき、心から感謝を申し上げます。

本日ここに、平成 28 年度に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げ、議員各位及び町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

また、議会の冒頭ではありますが、今年 1 月に発生した雪害により亡くなられた方々、けがを負われた方々に対しまして、高段からではありますが哀悼とお見舞いを申し上げます次第であります。

はじめに ー 5 年後の 2020 年を見据えて強みを徹底的に活かすー

1. 国内外の動き

世界では不幸にも多くの紛争やテロリズムが横行し、我が国を取り巻く状況でも、領土問題や北朝鮮の核実験・弾道ミサイルの発射など予断を許さない状況にあります。世界経済でも移民流入や中国等の新興国経済の低迷、TPP の条約批准など、その影響は日本だけでなく日南町にも及び来ています。その中で我が国では、雇用や所得状況の改善傾向など緩やかな経済の回復基調が続いていましたが、世界的経済低迷・金融危機の中で日本銀行のマイナス金利政策に起因する国債や貯蓄金利の変動、株価の乱高下、円高基調、年金に対する不安から買い控えの傾向にあり、地域経済においても、消費回復のばらつき、人口減少の進行など、地域を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くとみられます。

国における地方財政の対策は、国庫支出金等を見直し地方創生予算への重点化を行うことにより、新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図ることとしています。また、地方交付税については、「頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進する」とする中、地方の一般財源総額は、平成 30 年度まで平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしました。しかし一方では、地方交付税概算要求額 16.4 兆円は、平成 26 年度予算額と比較して△(マイナス)2.0%、3,282 億円の減額となっており、交付税の増額は期待できない状態です。さらに、今後予定されている消費税のさらなる増税により、消費の冷え込みが懸念され、大幅な税収増も見込むことができず、一般財源の確保が厳しい状況が続く見通しを持っております。

2. 日南町の状況

平成 27 年度の財政運営は、大型事業が進んでいく中、地方交付税及び国県支出金、町債などの依存財源、また平成 23 年度から順々に引き継がれた繰越金により財源が確保されました。

「財政健全化法」による平成 26 年度の判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ならびに公営企業会計の資金不足比率いずれも早期健全化基準を下まわっています。しかし、普通会計決算による経常収支比率については、普通交付税、臨時財政対策債発行額の減により 90.2%と前年度比で 1.1 ポイント改善しましたが、なお財政構造の硬直化が顕著であると言えます。また、平成 26 年度決算においても全体の 25.3%しか自主財源が確保できない状況から、平成 28 年度予算編成にあたっては、事業の重要性及び優先性を明確にし、必要な事業に限られた財源を配分することにより、継続して健全な財政運営の堅持に努める必要があります。

歳入では、個人町民税が近年続く米価低下による農業経営低迷、納税者の移動等で減、法人町民税は均等割の増収見込みと大型店舗出店により増を見込み、固定資産税は平成 27 年度の評価替えと長引く景気低迷により家屋の新築はあまり見込めませんが、大型店舗の建築により増と見込んでいます。そして、軽自動車税は制度改正により微増を見込み、町税全体では微増を見込んでおります。こうした中、住民生活を守るという固い決意のもと、財政調整基金 1,500 万円を取り崩し当初予算の財源を確保しました。

予算の約半分を占める地方交付税については、国の概算要求によると出口ベースで対前年度比△2.0%、また平成 27 年度国勢調査速報値による人口減の影響で減少すると思われます。自主財源が乏しい本町にとって、今後の普通交付税の減額による財政運営への影響は大きなものです。町債については、第 5 次総合計画の実施計画ともなる新たな過疎計画「日南町過疎地域自立促進計画（平成 28～32 年度）」と合わせて有利な財源を活用しています。そして今後可能な限り基金の取り崩しは行わず、臨時財政対策債の発行を予定していく方針であります。

一方歳出は、「第 5 次総合計画後期基本計画」、「まち・ひと・しごと日南町人口ビジョン・総合戦略」、「日南町過疎地域自立促進計画」を総合的に推進するため、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の抑制に努めながら、投資的経費については、引き続き道の駅を中心とした「まち・ひと・しごと創生」の核となる拠点づくりを推進するため必要な事業予算を確保しました。

平成 28 年度は、「まち・ひと・しごと創生」、2040 年の人口 3,427 人の実現を目指し、「創造的過疎のまち一過去は変えられないが、未来は変えることができる。」の理念のもと、町民、団体、企業、行政がまちづくりの目標を共有する取

組みが重要視される一年となります。

3. 平成 28 年度予算案の基本方針

—持続的発展と活力ある未来に“繋げる”予算—

平成 28 年度は、地方創生元年「まち・ひと・しごと創生」を施策の柱として、次の取組みを推進してまいります。

平成 28 年度予算につきましては、今申し上げた基本的な考え方のもと、「第 5 次総合計画後期計画」、「日南町人口ビジョン・総合戦略」、「日南町過疎地域自立促進計画」を全力で推進いたします。また、自治体間競争時代といわれる中で「選ばれるまち」を実現するため、新たに策定した「日南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実施するとともに、本町の良さや強みである「農林業」、「自然・環境」、「福祉・医療」、「教育・文化」といった分野を活かしながら、将来を見据えて、「子育て支援」、「産業振興」、「安心・安全」といった分野に重点的に配分しました。そして、中国地方の中心に位置している地勢・気候を活用した施策に積極的に投資し、地域経済の活性化や日南町のブランド力の向上に資する予算といたしました。

そして、これらの取組みを着実に実施することで、町民満足度を高め、より多くの人々が住みやすいと感じるまちの実現に向けて、持続的発展と活力ある未来に“繋げる”ための予算を編成いたしました。

この結果、一般会計予算は、64 億 1 千 4 百万円、対前年度比 15.5% の減となりました。また、特別会計予算総額は、25 億 9 千 5 百万円、病院事業会計予算額は、12 億 7 千 4 百万円、全会計予算総額は、102 億 8 千 3 百万円となったところであります。

4. 平成 28 年度の主な事業等

それでは、平成 28 年度の主な事業等について、申し上げます。

1) 町に住む一人ひとりが元気に活躍できる「健康で働くことのできるまち日南町」

第 1 に、日南町に住む町民一人ひとりが元気に活躍する日南町を創り出すこととあります。

もちろんこの中には、町外から日南町の職場で働いている方、日南町に住みながら町外で働いている方々も含まれます。そして、元気で活躍するとは、たとえ介護を要する方であっても、障がいがある方であっても、日南町で住み続け

ていこうという方々も含んでいます。およそ 340 平方キロメートルという広大な面積を有する日南町であります。昨年の国勢調査では人口の速報数値が 4,764 人となりました。私が常々申しておりますように、いよいよもって誰でも創る『総力戦のまちづくり』が必要となっております。国においても「一億総活躍社会の実現」を「地方創生」と併せて重点施策としたところでもあります。

最初に、日南町の人口構成の中で最大値を占める高齢者の方々が、町の中で活躍していただかないと、町の存続や維持発展はありえません。そうした中で、4月にオープンする「道の駅 にちなん日野川の郷」に多くの高齢者の方々が出荷者として関わっていただき、朝どれ野菜等とも併せ、力強い限りであります。引き続き「野菜等生産活動団体支援事業」等を拡充し、その要望に応じてまいります。

次に、高齢者が活躍するまちづくりを目指し、高齢者の「免許返納のタクシーチケット交付事業」及び「老人クラブ活動事業補助金制度の簡素化と拡充」を図り、高齢者の活動や交流の機会を増やします。一方で国においては、要支援1、2の方に対する給付の打ち切りや施設介護の介護度の見直しなど、社会保障費の増加を直接高齢者に転嫁する方向にあります。日南町ではいち早く、在宅介護、生活支援ボランティア制度等を導入しておりますが、これらの推進を図る一方、生活に直接影響の大きい国民健康保険税は据え置く方針とし、負担軽減してまいります。

また、高齢者のみならず町民の健康増進や生きがいづくり推進のため、「ナイター施設や体育施設の無料化」を行います。そして、だれもが気軽に楽しめるウォーキングを促進するため、本町の豊かな自然と歴史、地域の特性を活かしたウォーキングイベントの開催支援をしてまいります。

さらには、先の高齢者の地域活動においても、また経済活動においても、日南町ではすでに実質的な主役は女性であることは明らかなです。平成28年度事業では、特に子育て中または子育てが終わった女性の活躍の場を重視した施策も実施します。すでに就労されている方については、「ワーク・ライフ・バランス推進企業支援補助金」、「0歳児預かり保育・放課後児童クラブ等の負担金軽減」、地方創生による「女性起業家支援」を実施します。

そして、障がいがある方々の就労拡大と収入向上を展開していきます。これまで町内の障がいがある方々は、NPO つなでやセルプひのなどで働いてこられました。先の「道の駅 にちなん日野川の郷」でも「A型（常時雇用）の事業所開設」が予定されておりますが、それぞれの障がいに応じた雇用形態や働く場、そして何よりも収入向上が自立のためには必要であります。『障がいは決してハンディキャップではなく個性である』という理念を私は持っています。予算には上がってきませんが今回、鳥取県と日本財団によるプロジェクトが設けられ、

「日南町の中心地内の公共交通 これと地域を結ぶ公共交通」が県内 3 地域の先行モデルとして選定されています。これに加えて日野高校の三本松農場を「農福産学官連携のユニバーサル農園」として、障がい者雇用、地元企業の振興、観光対策、日野高校支援など郡内三町とも連携して申請協議をしております。

最後に、医療についてであります。日南病院は療養病床 40 床を有しており、その転換期限が平成 29 年度末と迫っており、国においては転換のための新たな選択肢を設ける方向となっております。人口減少とともに空きベッドが増加傾向にあり、28 年度は慢性期入院患者あるいは要介護者等の実態に応じ、町民にとって必要なものと、経営的側面も含め、総合的かつ中長期的な視点に立って施設類型の見直しを検討し、今後の方向性を早急に見い出していきます。

2) 新しい価値を創造し、「産業創出による経済活性化」

第 2 に、新しい価値を創造し、「産業創出による経済活性化」の事業についてであります。

今回の「道の駅 にちなん日野川の郷」に代表される「中心地域整備事業」は、民官一体の協働体制により取り組まなくてはなりません。町民の皆さんの中には、いろいろなご意見があるのは私も認識をしております。『失敗するに違いない』、『人が来るかや?』、などいろいろ心配をされていることであろうと思います。しかし、私たちの日南町に、『煮えたら食わあ』といった猶予はもはやないのであります。過疎という言葉が生まれ、はや 50 年以上経ちました。1 万 6 千人以上おられた人口も 3 分の 1 以下となりました。昭和 30 年代から 40 年代の間、毎年千人近くの若者を日南町から旅立たせたのは誰でしょうか！貴方では、貴女では、彼方では、そして私たち日南町民自身ではありませんか。地方創生という国の政策は、どのような結末を迎えるのかはわかりませんが、国から交付金が出ようと出まいと、日南町を子々孫々まで残そうとするのなら、町民一人ひとりが道の駅に限らず町のセールスマンとなって、革新（イノベーション）することが必要であります。またその先頭に立って進もうとしない、革新を怠る町職員は真っ先に必要ありません。

よく『日南町には仕事がない』と言われる。本当にそうでしょうか？毎月のハロー・ワークの求人情報でも 90 人近くの求人募集が載っています。鳥取県の有効求人倍率が 1.0 を超えたといっても、それは県内での求人より働く人が少ないということであり、相変わらず『首都圏独り勝ち』状態が続いています。先ほどの日南町には仕事がない、という方々は自分が希望されている職種についておられるのか、すべての方がそうではないと思います。日南町で不足している医療・福祉の仕事につかれています方も多くいらっしゃいます。同様に建築や運送の仕事もしかりだと思えます。当然都市生活という魅力を重視されてい

る方、東京という場所で働くことに価値があると思われる方は困難だと思いますが、誰もが日南町の良さをセールスしていけば、心が動く方もおられると信じています。そこで新年度では「ふるさと納税同窓会制度」、「移住定住専任相談員」、「空き家・廃屋対策」、「日南病院や福祉会の奨学金・支度金」、「福祉会の初任給の向上」など制度のPRをしっかりと対象者に届くようにきめ細かく、実施してまいります。

また日南町の主要産業である農林業でも、革新（イノベーション）は必要であります。UI ターン農業後継者に対する「就農条件整備事業」、「就農給付金・応援給付金」、「親元就農促進」、「がんばる農家プラン事業」などの継続事業の充実とともに米価下落への対応と日南町産米ブランド化を一層進めるため「日南町産米検査料補助」、新しい農業の姿を考える「農業イメージアップ化事業」を新設しました。林業分野では「町産材利用促進事業」、「新植経費補助金」の継続とともに「高性能機械導入」を行い、若手林業者が即戦力として林業現場に就業できるよう研修を充実します。また、県営林道窓山線と国道183号を結ぶ「林道内方線」の整備を始め、町産材の搬出拡大を図ります。

町内の既存の商工業も欠くことはできない産業であり、すでに店舗の内容や異業種に参入され革新（イノベーション）をされている方も多くおられます。これをより推進するため「チャレンジ企業補助金」、「創業・起業支援事業」、「特産品商品化実証事業」、「6次化・農商工連携総合支援事業」などのメニューを用意しております。また、「住宅改修助成制度」も延長して、お金の町内循環を促します。

3) 次代を担う人材をはぐくむ「若い世代のサポート」

第3に、次代を担う人材をはぐくむ「若い世代のサポート」をする事業、少子化対策・子育て支援についてであります。まず、不妊等に悩む夫婦に対し、「特定不妊治療費の一部助成」を拡充して行うなど、総合的な支援を実施します。わが町独自で減免してきた保育料を国県が引き下げたことにより、より進化させ「保育料の全面無料化」に踏み切ることといたしました。また、晩婚化が言われる中で「婚活事業」についても、実行委員会任せではなく町の事業として主体的に行い、実行委員会の方々のサポートを受けながら実施する試みとします。

さらに、世界に羽ばたくグローバルな人材の育成を行うため、今年度は夏休み期間に「小、中学生海外派遣」を継続するとともに、今までの中学校で実施していたイングリッシュシャワールームを、小学校版として展開する新たな英語教育を推進します。また、小中学校での「ICT化促進事業」を行いIT（インターネット）を活用した授業も行いますが、家庭での予習や復習も子どもたち

や保護者に成果として見えるような、家庭も含めた学習の体制や学校からの報告といった学力向上対策を実施します。

次に、「地方創生」の一丁目一番地は、人口増加であります。これには全国の自治体がともに取組み、ある意味 Uターン者の奪い合いや『餌』で釣るといったことになりかねません。しかし、例えば悪いのですが、単に『餌』で釣った魚はいつまでも餌を与え続けないと生きてはいけません。幸いにも日南町にはすでに 40 人以上の方々が住んで、地元溶け込み生活しておられます。もちろん地元としてもまだまだ改善する余地はあると思いますが、彼らをフォローすることで、真に『選ばれるまち』になることができると考えます。そうした中で、先述のふるさと納税の同窓会、移住定住相談員に加え各種移住定住フェアへの参加、エナジーにちなんについて「農林業研修及び移住定住も含めた事業に重点を置いた活動」とさせます。

定住環境の整備も急がれるところです。結婚を機に町外に出て住む、子育てができるスペースの住宅がない、近いところで別居で住みたいといった方々の声を聴きます。今年度、「生山地内に分譲住宅地を整備」し、特に Uターンや低負担で持ち家を建てたいという方々をターゲットにします。

4) 自然と共生しながら、地域の機能を維持する「清貧なくらしを実現できるまち」

第 4 に、自然と共生しながら、地域の機能を維持する「清貧なくらしを実現できるまち」の事業についてであります。私の好きな言葉そして常に心がけている言葉に『清貧』（清く貧しい）という言葉があります。誤解がないように申し上げますが、『清貧』の本当の意味は、『私欲』をとるか『正しい行い』をとるかという二者択一になったとき、貧しい生活になっても正しい行いをする、というのが本来の意味です。以前の施政方針でも日南町のまちのありようは、下流や周辺地域に安心安全な水・空気・産物・エネルギーを供給する町だろう、と申しあげました。霞を食べて人は生きてはいけない、というのは百も承知ですが、人は集団生活の中でしか生きていけない生物でもあります。

まず、他の地域との連携で本町の重要施策の一つである地域高規格道路鍵掛峠トンネル掘削工事の早期着手に向け、推進強化を図るとともに、国道 180 号福長バイパスの国や県への積極的な働きかけを行い、バイパスの評価を高めてまいります。目標とする事業着手を見据えますと、平成 28 年度は非常に重要であると認識しており、「社会資本整備総合交付金」事業費確保に向け、町議会のご協力もいただきながらしっかりと取り組んでまいります。

次に、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現、再生可能エネルギーの

推進に向け、環境にやさしい道の駅を整備したわけではありますが、これをPRするとともに、「中心地を周回する電気自動車の運行」、「生ごみ堆肥化事業」などに着手、また、豊かな自然環境を活かし、地域の特性に合った木質バイオマスエネルギー事業の導入について検討を行います。また、「太陽光パネル・バイオマスストーブ助成・蓄電池推進」を引き続き行うとともに、27年度に実証事業として実施していました「小型家電回収事業」も、新年度から本格的に開始します。さらに不幸な事故を生じました「新石見小水力発電所」につきましても、被災されました方々の生活再建を図り、関係者のご理解を得ながら早期再稼働を目指してまいります。また、今春には鳥取県企業局が湯河地域で運営する「若松川小水力発電所」も稼働を始めます。

現在自治会とまち（むら）づくり協議会で構成されています町内の地域であります。今年、5月の鳥取県植樹祭や7月の全国ホテルサミットなど大きな事業も予定されています。その中で地域のリーダー自体も着実に経験と知識は積み上げられていますが、あわせて年齢も重ねられています。地域の中での新しいリーダーの養成を行う「リーダー養成事業」、「集落支援員交付金」の拡充を計画しています。また、産業遺産として指定されている若松鉱山跡地ですが、下流に鳥取県が小水力発電所を整備したことにより新たな活用方法を検討するため『思い出としての鉱山』ではなく、学術的な価値を調査したうえで保存や活用を考えるため「若松鉱山学術調査」を実施したいと存じます。

5) みんなで安全を支える「安心減災のまち」

第5に、みんなで安全を支える「安心減災のまち」の事業についてであります。

まず、町民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するためには、予防・対応・復旧といった流れがあると思っております。1月の雪害事故では1番目と2番目で、現在となってはああすればよかったという思いがありますが、時間と人命は帰ってきません。

今回のことを戒めとして、今後活かしていくことが肝要であると考えます。予防面では、「省エネ型防犯灯補助事業」、「可搬消防ポンプ購入」、「有害鳥獣対策」、「橋梁点検」、「除雪ドーザ購入」などを行います。対応面では、「町有施設の改修」、「障がい者住宅改修事業」、「橋梁・道路路面法面補修」などを継続して行います。

また、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏洩という行政の信頼の根幹にかかわる問題もあります。マイナンバー系と行政情報、インターネットを物理的に分ける「電算管理運営」等、情報セキュリティ対策を講じます。また生活インフラ整備として、引き続き「清掃センター修繕工事」、「日野上地区統合

簡易水道事業」、「合併処理浄化槽設置事業」、「井戸掘削補助事業」を継続します。

6) 主役である町民の声を政策へ反映させるまち

第6に、これまで様々なハード事業（ハコモノ）を整備するうえで、ある程度行政が大枠を作り町民の皆さんに提示するという手法をとってきましたが、新年度2つの今後整備する予定の施設について、概略設計から住民や関係者に参加していただく、という手法を試行します。一つ目は「福栄コミュニティーセンター検討委員会」、二つ目は「社会体育館改築に伴う検討会」です。設計以前から住民目線を反映させ、より有効的な活用を模索して今後のハード整備に向けてスタートさせます。「行政改革推進委員会」、「農業委員会制度改正」、「地方創生の進捗状況の管理」、「食のバザール事業」、「町史編纂事業」、「文化センター開館20周年記念イベント」などそのほかにも、主役である町民の皆さんの声を反映してまいります。

結びに ー過去は変えることはできないが、未来は変えることができるー

松下電器（現パナソニック）の創業者である松下幸之助さんの言葉に、『どんなに悔いても過去は変わらない。どんなに心配したところで未来もどうなるものでもない。いま、現在に最善を尽くすことである。』という名言があります。過去を懐かしがったり悔んだりしても、未来は変わりません。将来の心配をしても、きりはありません。しかし、今という時代に、何事にも誠実に全力をあげて取り組めば、やがて結果がついてくると私は思っています。

『ごまかしていい加減にやっているとだめだが、一生懸命にやっていたら、必ずいい結果につながり支援者も現れる。愚直に努力をすれば報われる。』この信念こそ、今の日南町にある多くの課題を乗り越え、更なるステージに向けて進もうとする私たちにとって必要なものであります。そのことが「未来は変えることができる」につながっていきます。私は、努力は必ず成果につながることを信じ、日南町の発展を目指していくこのスタンス（立ち位置）は、議員や町民の皆様と同じであると考えております。私は、町民一人ひとりが小さくとも確実なしあわせを実感できる日南町、誰もが住んでいることを誇りに思える日南町を、議会、町民、事業者や団体の皆様と共に手を携えて、実現してまいります。

以上、平成28年度の町政に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げます。町民の皆様並びに議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

申し上げます。

さて、今議会に提出いたしました議案は41件でございます。内訳は、予算議案といたしまして、補正予算が8件、新年度予算が9件、また、条例議案が14件、一般議案が10件でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、各議案につきまして、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

平成28年3月2日

日南町長 増 原 聡

議案第 2 号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について

次のとおり、鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定めることに関し協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（案）

（共同設置する地方公共団体）

第 1 条 別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「関係市町村等」という。）並びに鳥取県は、共同して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項に規定する機関を設置する。

（名称）

第 2 条 この機関は、鳥取県行政不服審査会（以下「審査会」という。）という。

（執務場所）

第 3 条 審査会の執務場所は、鳥取県庁内とする。

（組織）

第 4 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

（委員の選任方法）

第 5 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者のうちから、鳥取県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、前項の規定により任命した委員の氏名を、関係市町村等の長又は管理者に通知するものとする。

（委員の身分取扱い）

第 6 条 委員の身分取扱いについては、知事の附属機関の委員とみなす。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第 7 条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5条第2項並びに第6条第1項及び第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、在任委員及び議事に関係のある専門委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員のうち出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 法第9条第2項各号に掲げる者である委員及び専門委員は、当該審査請求に係る議決に参加することができない。

(負担金)

第10条 審査会に関する関係市町村等の負担金の額は、知事及び関係市町村等の長又は管理者がその協議により決定するものとする。

2 関係市町村等は、前項の規定による負担金を、鳥取県に交付するものとする。

(収入及び支出)

第11条 審査会に関する事務に係る収入及び支出については、鳥取県一般会計歳入歳出予算において計上するものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

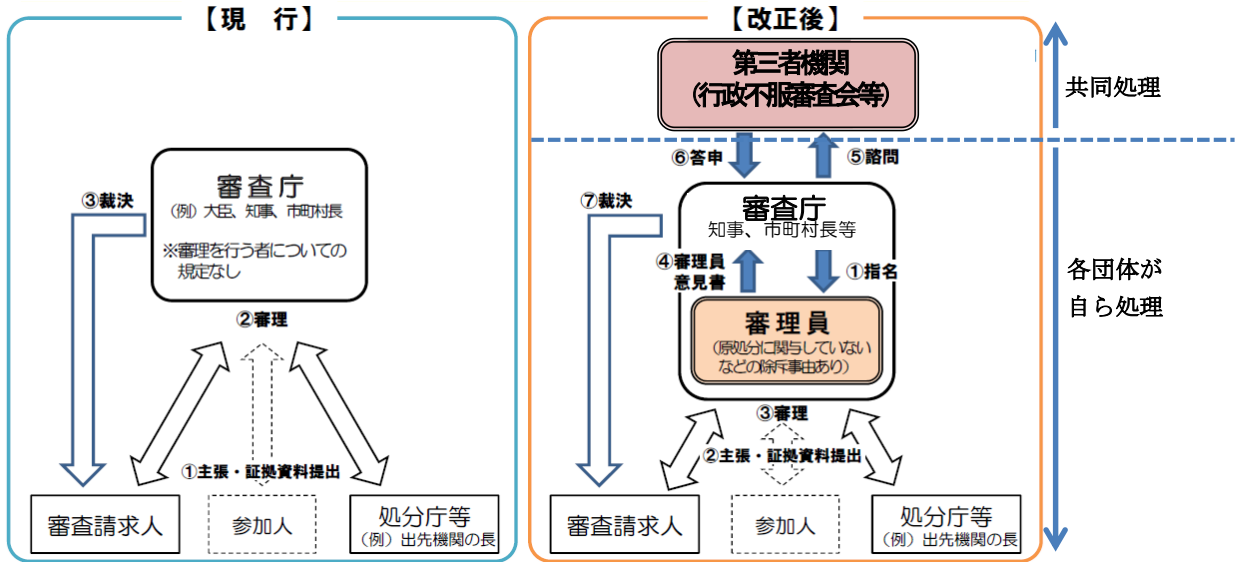
附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

行政不服審査法に基づく第三者機関（行政不服審査会）の共同設置について

1 改正行政不服審査法に基づく第三者機関について

改正後の行政不服審査法では、公正性の向上を図るため、第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする第三者機関（行政不服審査会）への諮問手続が導入された。

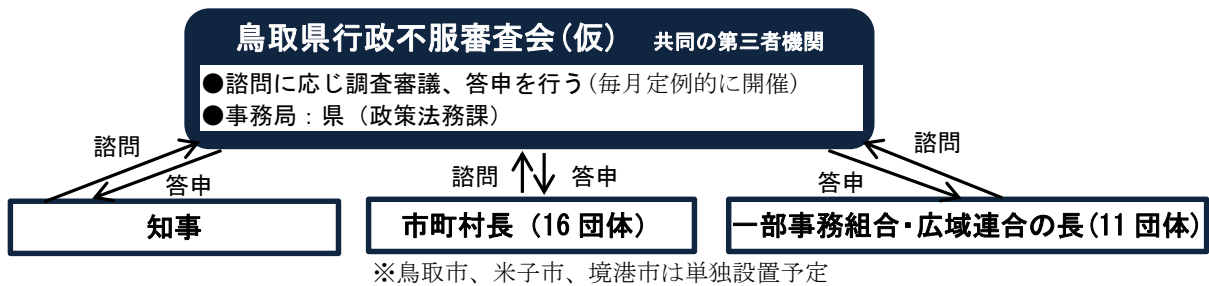


2 市町村からの要望

不服申立ての少ない市町村にとって、新たに第三者機関を設置・運営することは負担が大きいので、県との共同処理により負担軽減を図りたい。

3 共同処理の方法

地方自治法第252条の7の規定に基づき、規約を定めて、希望する市町村等と共同で行政不服審査会を設置する。なお、行政不服審査会の庶務事務は県が行い、市町村の負担軽減を図る。



議案第 3 号

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約の締結に関する協議について

次のとおり、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約を鳥取県とそれぞれ締結することに関し鳥取県と協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（日南町）（案）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び日南町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	<ul style="list-style-type: none"> 協議会における協議結果に基づき共同調達に参加することとし、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	<ul style="list-style-type: none"> 協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められるICT業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を統括する 	<ul style="list-style-type: none"> 甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乙と共同し、その他自治体ICTの推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要となる協議の場を随時設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲と共同し、その他自治体ICTの推進に共通する課題に関する検討を行う。

議案第 4 号

鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について

鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び次のとおり同協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議

鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約（昭和 52 年 10 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県西部町村<u>就学支援協議会</u>規約</p> <p>（設置） 第 1 条 鳥取県西部町村<u>就学支援協議会</u>（以下「協議会」という。）は、<u>障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援の審査</u>に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として設置する。</p> <p>（協議会の担任する事務） 第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 (1) 関係町村の<u>障がいのある幼児児童生徒に係る就学支援の審査</u>に関する事務 (2) 略</p> <p>（委員会の設置） 第 15 条 協議会は、関係町村教育委員会の求めに応じ、<u>障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの</u></p>	<p>鳥取県西部町村<u>就学指導推進協議会</u>規約</p> <p>（設置） 第 1 条 鳥取県西部町村<u>就学指導推進協議会</u>（以下「協議会」という。）は、<u>障害のある児童及び生徒（以下「障害児」という。）の適正な就学指導を促進するため、障害児の障害の種類及び程度の審査並びにその障害の状況に応じた教育措置の判定</u>に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として設置する。</p> <p>（協議会の担任する事務） 第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 (1) 関係町村の<u>障害児に係る就学指導の審査</u>に関する事務 (2) 略</p> <p>（委員会の設置） 第 15 条 協議会は、関係町村教育委員会の求めに応じ、<u>障害児の障害の種類及び程度の審査並びにその障害の状況に応じた教育措置に</u></p>

状況に応じた <u>就学支援</u> について調査審議する機関として、鳥取県西部町村 <u>就学支援委員会</u> （以下「委員会」という。）を設置する。 2 略	について調査審議する機関として、鳥取県西部町村 <u>就学指導委員会</u> （以下「委員会」という。）を設置する。 2 略
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

町道の路線変更について

次のとおり、町道の路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

変更する路線

「

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要経過地
3060	丸山線	日南町丸山 字門田 787	日南町丸山 字梅谷尻 2145	

」

を

「

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要経過地
3060	丸山線	日南町丸山 字門田 787	日南町丸山 字梅谷尻 2143-3	

」

に変更する。

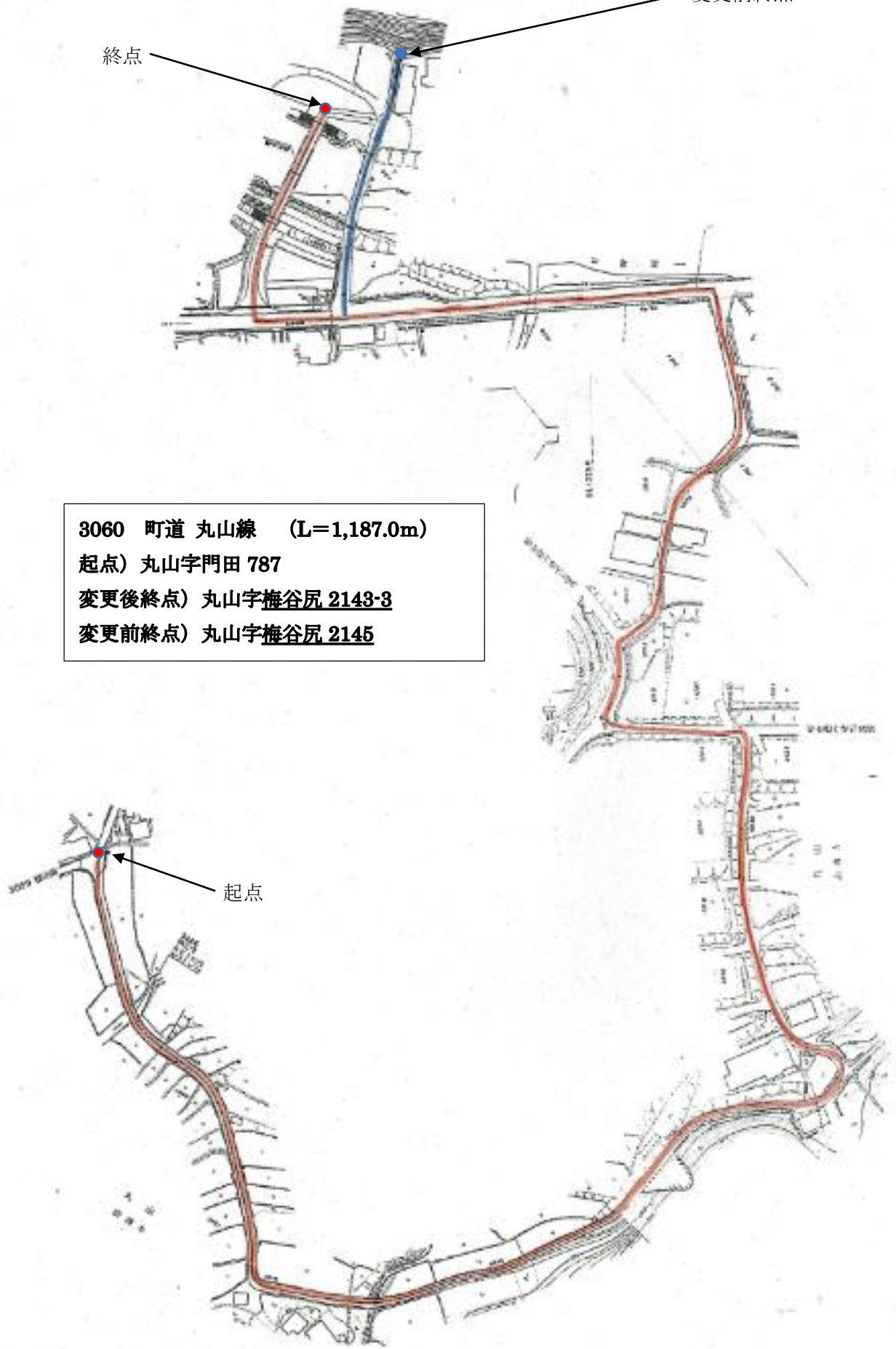
位置図 3060 町道丸山線 (L=1,187.0m)



終点
変更前終点

3060 町道 丸山線 (L=1,187.0m)
起点) 丸山字門田 787
変更後終点) 丸山字梅谷尻 2143-3
変更前終点) 丸山字梅谷尻 2145

起点



議案第 6 号

工事請負契約の変更について

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

- 1 . 工 事 名 日南町総合文化センター空調設備等改修工事
- 2 . 変更契約の金額 契約金額「235,735,920 円」を「236,652,840 円」とする。
(変更による増加額 916,920 円、消費税込み)
- 3 . 契約の相手方 鳥取県米子市東福原 3 丁目 8 番 14 号
株式会社 中電工 米子営業所 所長 石原 和広

議案第7号

工事請負契約の変更について

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月2日提出

日南町長 増原 聡

1. 工 事 名 道の駅にちなんA・B棟新築工事
2. 変更契約の金額 契約金額「327,240,000円」を「333,898,200円」とする。
(変更による増加額6,658,200円、消費税込み)
3. 契約の相手方 鳥取県米子市富益町69番地5
有限会社 松本組 代表取締役 松本 雄次

議案第 8 号

工事請負契約の変更について

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

- 1 . 工 事 名 道の駅にちなん C 棟新築工事
- 2 . 変更契約の金額 契約金額「72,360,000 円」を「72,678,600 円」とする。
(変更による増加額 318,600 円、消費税込み)
- 3 . 契約の相手方 鳥取県日野郡日南町霞 760 番地 1
有限会社 大生建設 代表取締役 川田 嗣男

議案第9号

工事請負契約の変更について

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月2日提出

日南町長 増原 聡

1. 工 事 名 道の駅にちなんD棟新築工事
2. 変更契約の金額 契約金額「51,300,000円」を「52,499,880円」とする。
(変更による増加額1,199,880円、消費税込み)
3. 契約の相手方 鳥取県日野郡日南町湯河344番地2
有限会社 日南住設 代表取締役 田邊 誠

議案第 10 号

日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号) 第 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

計画の中で平成 22 年度から平成 27 年度までの期間に過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業内容の一部を変更する。

別紙、新旧対照表のとおり。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

都道府県名 鳥 取 県
市町村名 日 南 町

区 分	変 更 前	変 更 後	備考
2. 産業の振興	<p>P. 9, 10, 11の本文中</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>① 農 林 業 (略)</p> <p>町では認定農業者、営農組織、農業法人の育成や建設業の異業種参入等への支援に取り組んでいるものの、農業生産の主体的条件をみれば、農業従事者の高齢化が急激に進んでおり、全体として生産額の増加や雇用の拡大には至っておらず、耕作放棄地も増加の傾向にあります。また、平成 2 1 年度から取り組んでいる農林業研修生制度を含め後継者対策では、生産資材や生活費等に対する支援も併せ、定住に向けた対策が急務です。</p> <p>(略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>① 農 林 業 (略) さらに、小規模でも多様な農業に取り組むため、山腹水路などの整備や補修を行い、耕作放棄地については、大学などとも連携をとりながら対策に努めていきます。</p>	<p>P. 9, 10, 11の本文中</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>① 農 林 業 (略)</p> <p>町では認定農業者、営農組織、農業法人の育成や建設業の異業種参入等への支援に取り組んでいるものの、農業生産の主体的条件をみれば、農業従事者の高齢化が急激に進んでおり、全体として生産額の増加や雇用の拡大には至っておらず、耕作放棄地も増加の傾向にあります。また、平成 2 1 年度から取り組んでいる農林業研修生制度を含め後継者対策では、生産資材や生活費等に対する支援も併せ、定住に向けた対策が急務です。</p> <p><u>畜産業は、関税の引き下げによる競争の激化や担い手の高齢化などにより衰退を続けていましたが、その一方で新規参入や規模拡大を目指す担い手も現れ始めています。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>① 農 林 業 (略) さらに、小規模でも多様な農業に取り組むため、山腹水路などの整備や補修を行い、耕作放棄地については、大学などとも連携をとりながら対策に努めていきます。</p> <p><u>畜産業では、新規参入や規模拡大などを目指す担い手のためにハード整備およびソフト面で積極的な支援を行い、畜産業の振興を図ります。</u></p>	
	<p>P. 11の本文中</p> <p>② 商工業等</p> <p>商業は、地域商業機能の低下に伴い、商工会など関連団体や事業者と連携しつつ、地域の高齢者などを対象とした「買い物」、「配食」支援等の機能の充実や地域産品を地域で購入・消費できる経済の地域内循環の仕組みづくりなどに取り組んでいきます。とりわけ、各種畜産物製品の販売機会の場を設けるなど、町内や町外からの購買力を誘因する仕組みづくりに取り組みます。1 次産業だけの産業振興から脱却し、6 次産業化の推進により、道の駅等への集客、交流の拡大と地場産業の振興を図るとともに、中心地に道の駅を核とする商業ゾーンを整備し、活力と魅力ある町を創造していきます。</p>	<p>P. 11の本文中</p> <p>② 商工業等</p> <p>商業は、地域商業機能の低下に伴い、商工会など関連団体や事業者と連携しつつ、地域の高齢者などを対象とした「買い物」、「配食」支援等の機能の充実や地域産品を地域で購入・消費できる経済の地域内循環の仕組みづくりなどに取り組んでいきます。とりわけ、各種畜産物製品の販売機会の場を設けたり、<u>高齢化が進行する地域でのコミュニティビジネスを活性化させるために商業施設のバリアフリー化を支援したりするなど、町内や町外からの購買力を誘因する仕組みづくりに取り組みます。</u></p> <p><u>また、1 次産業だけの産業振興から脱却し、6 次産業化の推進により、道の駅等への集客、交流の拡大と地場産業の振興を図るとともに、中心地に道の駅を核とする商業ゾーンを整備し、活力と魅力ある町を創造していきます。</u></p>	

4月オープン予定の道の駅「にちなん 日野川の郷」により多くの人に来てもらうために、ホームページを制作して魅力を積極的に発信してまいります。

P. 12の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(3) 経営近代化施設 農業	農業機械導入補助	町	
林業	林業機械導入補助	町	

P. 13の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(3) 経営近代化施設 農業	農業機械導入補助	町	
	農業競争力基盤整備事業	県	
林業	林業機械導入補助	町	

P. 14の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(9) 過疎地域自立 促進特別事業	木材加工流通施設等整備補助 (間伐材活かした林業振興を図るため、町内の木材加工流通業者が行う機械及び建物等の設備整備費の助成を行う)	町	
(10) その他	鳥獣害防止対策 (被害防止柵の設置助成)	町	

P. 14, 15の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(9) 過疎地域自立 促進特別事業	木材加工流通施設等整備補助 (間伐材活かした林業振興を図るため、町内の木材加工流通業者が行う機械及び建物等の設備整備費の助成を行う)	町	
	トマトハウス団地造成支援事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る)	町	

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1281 87 1556 630"></td> <td data-bbox="1556 87 1891 272"> <u>アメダス茶屋改修支援事業</u> <u>(商業施設のバリアフリー化を支援することで、高齢化が進行する地域でのコミュニティビジネスを活性化させる)</u> </td> <td data-bbox="1891 87 2025 272">町</td> <td data-bbox="2025 87 2224 272"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1281 272 1556 451"></td> <td data-bbox="1556 272 1891 451"> <u>雌牛導入奨励事業</u> <u>(和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)</u> </td> <td data-bbox="1891 272 2025 451">町</td> <td data-bbox="2025 272 2224 451"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1281 451 1556 630"></td> <td data-bbox="1556 451 1891 630"> <u>道の駅ホームページ制作事業</u> <u>(道の駅の魅力やイベント等の情報をHPで発信することによって、来客の増加と利便性の向上を図る)</u> </td> <td data-bbox="1891 451 2025 630">町</td> <td data-bbox="2025 451 2224 630"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1281 630 1556 870">(10) その他</td> <td data-bbox="1556 630 1891 870">鳥獣害防止対策 (被害防止柵の設置助成)</td> <td data-bbox="1891 630 2025 870">町</td> <td data-bbox="2025 630 2224 870"></td> </tr> </table>		<u>アメダス茶屋改修支援事業</u> <u>(商業施設のバリアフリー化を支援することで、高齢化が進行する地域でのコミュニティビジネスを活性化させる)</u>	町			<u>雌牛導入奨励事業</u> <u>(和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)</u>	町			<u>道の駅ホームページ制作事業</u> <u>(道の駅の魅力やイベント等の情報をHPで発信することによって、来客の増加と利便性の向上を図る)</u>	町		(10) その他	鳥獣害防止対策 (被害防止柵の設置助成)	町	
	<u>アメダス茶屋改修支援事業</u> <u>(商業施設のバリアフリー化を支援することで、高齢化が進行する地域でのコミュニティビジネスを活性化させる)</u>	町																
	<u>雌牛導入奨励事業</u> <u>(和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)</u>	町																
	<u>道の駅ホームページ制作事業</u> <u>(道の駅の魅力やイベント等の情報をHPで発信することによって、来客の増加と利便性の向上を図る)</u>	町																
(10) その他	鳥獣害防止対策 (被害防止柵の設置助成)	町																
4. 生活環境の整備	<p>P. 21, 22の本文中</p> <p>(2) その対策 (略)</p> <p>簡易水道は既存施設の基幹改良を終え、今後、効率的な維持・管理を行いながら特別会計の財務状況を検証しつつ、運営形態の改善を図っていく必要があります。また、散在する小規模集落などの未普及地域に対応できる家庭用水施設整備推進事業補助制度の継続に努めます。</p> <p>農業集落排水施設は計画地区全てが完了し、今後は必要に応じ浄化槽市町村整備推進事業で推進していきます。また、し尿処理の今後のあり方について、早期に方針を決定します。中心地域整備事業による施設整備に伴い、簡易水道施設及び農業集落排水処理施設への接続工事を実施します。</p>	<p>P. 22の本文中</p> <p>(2) その対策 (略)</p> <p>簡易水道は既存施設の基幹改良を終え、今後、効率的な維持・管理を行いながら特別会計の財務状況を検証しつつ、運営形態の改善を図っていく必要があります。また、散在する小規模集落などの未普及地域に対応できる家庭用水施設整備推進事業補助制度の継続に努めます。</p> <p>農業集落排水施設は計画地区全てが完了し、今後は必要に応じ浄化槽市町村整備推進事業で推進していきます。また、し尿処理の今後のあり方について、早期に方針を決定します。中心地域整備事業による施設整備に伴い、簡易水道施設及び農業集落排水処理施設への接続工事を実施します。</p> <p><u>また、上下水道事業においては、経営基盤の強化や財政マネジメン</u></p>																

トの向上等に更に的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進します。

P. 20の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(7) 過疎地域自立 促進特別事業	住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し 住環境を改善することで空き 家・廃屋を未然に防ぐと共に 空き家の撤去を行い安全安心 な景観をつくる)	町	
(8) その他	多目的利用住宅の整備	町	

P. 24の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(7) 過疎地域自立 促進特別事業	住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し 住環境を改善することで空き 家・廃屋を未然に防ぐと共に 空き家の撤去を行い安全安心 な景観をつくる)	町	
	<u>公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向 け、現在有する資産等を正確 に把握する)</u>	町	
(8) その他	多目的利用住宅の整備	町	

5. 高齢者等の保健及び
福祉の向上及び増進

P. 24, 25の本文中

(1) 現況と問題点
(略)

本町の児童の状況については少子化が急速に進む状況であり、町内出生数は平成16年度に30人を下回り、平成20年度には20人を下回りました。このような状況下、町では子育て支援を重点施策として、従来施策に加え「日南町こどもゆめ基金」を活用した中学生までの医療費助成、妊婦健診の費用助成など子育て環境の整備をするとともに、保育料の減免制度、子育て支援センターの開設などにも取り組んできました。幼児教育においては平成18年度から幼保一元化とし、本園と4分園による5園体制の中、3歳未満児の保育の充実に取り組むとともに待機児童解消や発達気になる子どもへの支援担当保育士を配置するなどの取り組みを行ってきました。

P. 25の本文中

(1) 現況と問題点
(略)

本町の児童の状況については少子化が急速に進む状況であり、町内出生数は平成16年度に30人を下回り、平成20年度には20人を下回りました。このような状況下、町では子育て支援を重点施策として、従来施策に加え「日南町こどもゆめ基金」を活用した中学生までの医療費助成、妊婦健診の費用助成など子育て環境の整備をするとともに、保育料の減免制度、子育て支援センターの開設などにも取り組んできました。幼児教育においては平成18年度から幼保一元化とし、本園と4分園による5園体制の中、3歳未満児の保育の充実に取り組むとともに待機児童解消や発達気になる子どもへの支援担当保育士を配置するなどの取り組みを行ってきました。

しかし、平成3年から8年にかけて建設された各保育園の園舎は2

(2) その対策
(略)

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し「こどもゆめ基金」を活用した支援事業の充実を更に図り、「子育て支援センター」機能の向上を推進します。
また、障害者支援のためにグループホームの整備も進めます。

0年以上が経過し、改修や設備の更新が必要になっています。

(2) その対策
(略)

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し「こどもゆめ基金」を活用した支援事業の充実を更に図り、「子育て支援センター」機能の向上を推進します。
また、障害者支援のためにグループホームの整備も進めます。
更に、老朽化した保育施設・設備を改修・更新し、安心・安全な保育環境の構築に取り組んでいきます。

P. 26の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(2) 介護老人保健施設	短期入所施設建設 併設による増床(9床)	町	
(7) 市町村保健センター及び母子保健センター	子育て支援センター建設 (木造平屋建)	町	

P. 26の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(2) 介護老人保健施設	短期入所施設建設 併設による増床(9床)	町	
(3) 児童福祉施設 保育所	にちなん保育園屋根改修	町	
(7) 市町村保健センター及び母子保健センター	子育て支援センター建設 (木造平屋建)	町	

9. 集落の整備

P. 32, 33の本文中

(1) 現況と問題点

集落は農林地の適切な管理や伝統文化等の承継を行い、住民が共同生活を過ごす最も身近な基礎的単位です。生活様式の変化に伴い、共同関係のあり方や濃度は、時代により地域により様々ですが、本町においては人口減少と高齢化により、共同関係の維持が困難な集落も出始めています。平成18年度、旧村単位のすべての地域に地域まちづくり協議会が立ち上がり、住民参画の町づくりが始まりました。自治会をはじめ各種団体と連携し、コミュニティの核として持続・発展する組織作りを進めています。今後、自助、共助、公助の考え方に基づき個人、地域、行政が連携して、お互いの役割を認識しながら持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。また、過疎・高齢化に伴い近年、地域に高齢独居・高齢者のみ世帯の増加が進んでおり、地域での生活が困難となる状況も生まれています。

(2) その対策

地域まちづくり協議会を核とした、協議会相互及び組織、団体等との連携を支援し、情報の共有及び発信を行うことで、町全体の活性化を図るとともに集落の持続のための取り組みを推進します。一方、地域での生活が困難となった高齢者の住環境の整備等についても定住対策と併せ、今後、「中心地域整備構想」の中で検討を進めていきます。

P. 33, 34の本文中

(1) 現況と問題点

(ア) 集落の整備

集落は農林地の適切な管理や伝統文化等の承継を行い、住民が共同生活を過ごす最も身近な基礎的単位です。生活様式の変化に伴い、共同関係のあり方や濃度は、時代により地域により様々ですが、本町においては人口減少と高齢化により、共同関係の維持が困難な集落も出始めています。平成18年度、旧村単位のすべての地域に地域まちづくり協議会が立ち上がり、住民参画の町づくりが始まりました。自治会をはじめ各種団体と連携し、コミュニティの核として持続・発展する組織作りを進めています。今後、自助、共助、公助の考え方に基づき個人、地域、行政が連携して、お互いの役割を認識しながら持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。また、過疎・高齢化に伴い近年、地域に高齢独居・高齢者のみ世帯の増加が進んでおり、地域での生活が困難となる状況も生まれています。

(イ) 移住定住の促進

本町ではこれまで、「日南町いきいき定住促進条例」に基づく各種交付金、婚活事業などによる出会いの場の創出、各種媒体を利用した積極的な情報発信、空き家バンクを利用した移住者への住宅の紹介、子育て支援の充実など、人口減少に歯止めをかけるために移住定住を促す施策を積極的に展開してきました。しかし、若年層を中心とした人口減少の勢いが依然として止まらず、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルから抜け出せずにいます。

こういった状況からの脱却のため、若年層の人口増加策及び流出防止策を講じることが喫緊の課題となっています。そこで、本町ではまず、町の中心地域に住宅・公共施設・商業施設等を整備するとともに、利便性の高い交通ネットワークを構築することによって、町が持続・発展していくための拠点（コンパクト・ビレッジ）を形成していくという「日南町中心地域整備構想」に着手しました。

また、平成27年8月には「まち・ひと・しごと創生 日南町人口ビジョン・総合戦略」を策定、2040年の人口目標を3,427人と設定し、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むこととしました。総合戦略では次の3つの長期的ビジョンにより、具体的な施策を実施していきます。

- ・若い世代が安心して働き、希望通りの結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境の実現。
- ・日南町に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望の実現。
- ・町の特性に即した地域課題の解決に努め、町民が心豊かに生活できるような「多世代・多機能型」の生活サービス支援の推進。

P. 33の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 過疎地域集落再編整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地整備、住宅整備等)	町	
(2) 過疎地域自立促進特別事業	集落支援員の設置 (集落の維持のために行うさまざまな話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する)	町	

(2) その対策

(ア) 集落の整備

地域まちづくり協議会を核とした、協議会相互及び組織、団体等との連携を支援し、情報の共有及び発信を行うことで、町全体の活性化を図るとともに集落の持続のための取り組みを推進します。一方、地域での生活が困難となった高齢者の住環境の整備等についても定住対策と併せ、今後、「中心地域整備構想」の中で検討を進めていきます。

(イ) 移住定住の促進

多様化する移住定住やUIターンなどの各ニーズに対応できるよう、積極的な情報発信と定住支援、環境整備に取り組んでいきます。

a. 移住ターゲットをシングルマザーやスローライフを希望する方とし、新たに移住される方に対する住宅の確保等の受け入れ環境整備体制を構築します。

b. 本町へ移住したい方、した方に対する生活に関するフォロー体制を構築していきます。

c. 県内市町村と広域連携し、移住・定住促進に向けた取り組みを行います。

P. 34の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 過疎地域集落再編整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地整備、住宅整備等)	町	
	定住促進住宅用地整備事業	町	
(2) 過疎地域自立促進特別事業	集落支援員の設置 (集落の維持のために行うさまざまな話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する)	町	

(添付)

P. 37以降の表中

自立促進政策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	略	町	
		木材加工流通施設等整備補助 (間伐材活かした林業振興を図るため、町内の木材加工流通業者が行う機械及び建物等の設備整備費の助成を行う)	町	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	略	町	
3. 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	略	町	
		住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し住環境を改善することで空き家・廃屋を未然に防ぐと共に空き家の撤去を行い安全安心な景観をつくる)	町	

P. 38以降の表中

自立促進政策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	略	町	
		木材加工流通施設等整備補助 (間伐材活かした林業振興を図るため、町内の木材加工流通業者が行う機械及び建物等の設備整備費の助成を行う)	町	
		トマトハウス団地造成支援事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る)	町	
		アオダマ茶屋改修支援事業 (商業施設のバリアフリー化を支援することによって、高齢化が進行する地域でのコミュニティビジネスを活性化させる)	町	
		雌牛導入奨励事業 (和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産	町	

4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	略	町	
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	略	町	
6. 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	略	町	
7. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	略	町	
8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	略	町	
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項		略	町	

				道の駅ホームページ制作事業 (道の駅の魅力やイベント等の情報をHPで発信することによって、来客の増加と利便性の向上を図る)	町	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	略	町			
3. 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	略	町			
				住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し住環境を改善することで空き家・廃屋を未然に防ぐと共に空き家の撤去を行い安全安心な景観をつくる)	町	
				公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	略	町			

1. 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変 更 前							変 更 後								
				概 算 事業費	年 度 別 区 分						備 考	概 算 事業費	年 度 別 区 分						備 考
					22	23	24	25	26	27			22	23	24	25	26	27	
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	公団営暗渠排水負担金	公団	2,841	947	947	947					947	947	0	0				
		しっかり守る農村基盤交付金	町	32,700	5,700	9,000	9,000	9,000				23,081	595	1,508	7,104	8,515	5,359		
		農林業担い手研修施設の改修	町	50,000			50,000					32,700			32,700				
		間伐促進・作業路開設助成	町	55,800	11,800	8,000	9,000	9,000	9,000	9,000		29,254	7,804	6,475	5,975	0	0	9,000	
		公有林整備 (保育管理等)	町	288,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000		418,648	62,708	51,037	64,589	128,526	63,788	48,000	
		間伐材搬出助成	町	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		62,023	11,400	9,300	12,920	10,221	8,182	10,000	
		町産材利用促進助成	町	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		3,742	817	549	750	626	0	1,000	
	(3) 経営近代化施設 農 業	野菜選果場整備助成	町	150,000		150,000						33,250		33,250					
		農業機械導入補助	町	15,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		2,500	0	0	0	0	0	2,500	
		農業競争力基盤整備事業	県	0								1,500						1,500	
	(4) 地場産業の振興 加工施設 ・流通販 売施設	農畜産物加工・直売施設	町等	60,000			60,000					60,000			0			60,000	
		木材流通施設等整備	町等	100,000				100,000				0			0				
		サテライトオフィス整備事業	町	63,000				63,000				62,100				62,100			
	(7) 商業 共同利用施設 その他	中心地域整備事業	町	521,800						24,800	497,000		497,000				0	497,000	
		生山駅前アーケード改修支援補助	町	2,500							2,500		2,500					2,500	
	(8) 観光又はレク リエーション	公園等施設整備	町	31,000	1,000	7,000	4,000	13,000	3,000	3,000		3,662	662	0	0	0	0	3,000	
		産業遺産施設整備等	町	14,000	8,000	3,000	3,000					1,347	1,347	0	0				
		EV車活用スタンド等の導入	町	10,000							10,000							10,000	
		農林業体験実習施設改修事業	町	11,670						11,670		11,684					11,684		
	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	農業生産基盤整備貸付等	町	3,000	500	500	500	500	500	500		2,334	1,171	215	207	186	55	500	
		新規就農者ハウス等整備助成	町	77,390	23,756	11,878	23,756	6,000	6,000	6,000		58,992	0	36,791	0	4,564	11,637	6,000	
		當農・販売指導員の設置	町	36,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000		6,000	0	0	0	0	0	6,000	
		企業支援対策 (補助交付、貸付金、機器リース助成)	町	50,000		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		18,395		1,983	2,412	1,500	2,500	10,000	
宅配システム支援		町	20,000			5,000	5,000	5,000	5,000		10,626	2,813	2,813	0	0	0	5,000		
観光ガイドボランティア育成への 支援等		町	4,000			1,000	1,000	1,000	1,000		1,102			0	0	102	1,000		
観光ガイドブックの作成		町	4,000				2,000		2,000		5,570			3,570	0		2,000		
原木価格安定対策事業		町	102,000				34,000	34,000	34,000		94,819			4,380	26,486	29,953	34,000		
担い手集積助成事業		町	2,400				800	800	800		10,793	1,171	705	1,512	2,968	3,637	800		
農業者支援補助事業		町	15,000				5,000	5,000	5,000		41,021		14,753		5,657	15,611	5,000		
山林情報バンク事業委託		町	5,200					3,000	2,200		8,412				3,107	3,105	2,200		
野菜等振興補助		町	126,000						63,000	63,000		84,119				13,954	7,165	63,000	
高性能林業機械等導入補助		町	30,700						30,700		191,978		14,700	137,126		40,152			

		木材加工流通施設等整備補助	町	45,000					45,000						0	45,000			
		トマトハウス団地造成支援事業	町	0						6,400						6,400			
		アメダス茶屋改修支援事業	町	0						2,700						2,700			
		雌牛導入奨励事業	町	0						1,900						1,900			
		道の駅ホームページ制作事業	町	0						1,000						1,000			
	(10) その他	鳥獣害防止対策	町	52,002	8,667	8,667	8,667	8,667	8,667	8,667	8,667	52,850	0	28,630	8,293	6,248	1,012	8,667	
	小計	—	—	2,057,503	127,870	276,492	252,370	344,967	328,637	727,167	1,899,949	91,435	202,709	281,538	274,658	203,942	845,667		
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	520,690	30,256	28,378	46,256	70,300	210,000	135,500	591,161	5,155	71,960	149,207	58,422	113,917	192,500		
	過疎債ソフト分	—	—	520,690	30,256	28,378	46,256	70,300	210,000	135,500	591,161	5,155	71,960	149,207	58,422	113,917	192,500		
	事業実施分	—	—																
	過疎債ソフト分	—	—																
	基金積立分	—	—																
	基金取崩分	—	—																
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道	道路	霞福塚線改良 L=320m, W=5.5(7.0)m	町	324,950	66,000	60,000	60,000	35,000	51,950	52,000	191,408	78,413	31,612	0	0	29,383	52,000	
		大菅阿毘線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	263,500	14,000	50,000	50,000	60,000	60,000	29,500			42,643	0	6,963	2,407	3,773	0	29,500
		古市佐木谷線改良 L=300m, W=5.5(7.0)m	町	51,000	6,000	25,000						20,000	47,539	999	5,940		20,600		20,000
		生山印賀線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	111,600			10,000	37,000	34,600	30,000			32,048			0	0	2,048	30,000
		福万来佐木谷線改良 L=700m, W=5.5(7.0)m	町	70,000				10,000	30,000	30,000			30,000				0	0	30,000
		花紙山根線改良 L=200m, W=4.0(5.0)m	町	18,000				4,000	14,000				18,000			0	0		18,000
		佐木谷虫尾線改良 L= 90m, W=4.0(5.0)m	町	7,000				7,000					7,000			0			7,000
		日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m	町	352,815			30,000	110,000	5,724	207,091			244,276		8,850	28,335	0	0	207,091
		田ノ原線改良 L= 280m, W=5.5(7.0)m	町	20,000						10,000	10,000		15,263					5,263	10,000
		野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m	町	67,700						26,200	41,500		55,933					14,433	41,500
		北の原権現線改良 L=333m, W=5.5(7.0)m	町	57,800							57,800		57,800						57,800
		北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m	町	10,000	10,000								9,888	9,888					
		舗装修繕・霞福塚線外19路線	町	171,000		40,000	40,000	40,000	30,000	21,000			21,000		0	0	0	0	21,000
		橋りょう	橋梁改修 ・丸山線・丸山橋負担金 L= 31m, W= 4.0m	鳥取県	27,798	3,283	3,900	14,600	900	5,115			26,225	0	3,389	4,500	4,526	13,810	
	橋梁補修 ・新塚原橋 L= 47m, W= 5.2m	町	7,000	7,000								7,000	0					7,000	
	・樋ノ峠橋 L= 6m, W= 4.0m	町	300	300								300	0					300	
	・三本杉橋 L= 28m, W= 4.0m	町	1,700	1,700								1,700	0					1,700	
	・福栄大橋 L= 96m, W= 10.2m	町	30,000		30,000							30,000		0				30,000	
	・猪子原橋 L= 18m, W= 3.0m	町	7,658			1,658			6,000			10,557			0	4,557		6,000	
	・市場橋 L= 33m, W= 4.5m	町	5,400			2,400			3,000			3,000			0			3,000	
	・月瀬橋 L= 11m, W= 4.5m	町	500			500						500			0			500	
	・生山橋 L= 48m, W= 8.8m	町	1,400			1,400						140			0			140	
	・角屋橋 L= 9m, W= 3.0m	町	500			500						500			0			500	
	・湖畔橋 L= 12m, W= 4.8m	町	600			600						600			0			600	
	・駄渡橋 L= 26m, W= 5.0m	町	4,000			4,000						21,962		3,096		8,706	10,160		
	・滑10号橋 L= 6m, W= 3.7m	町	8,000			8,000						32,644		3,884		5,695	23,065		
	・長溝橋 L= 19m, W= 5.0m	町	8,000				8,000					8,461		5,139	3,322				
・野組橋 L= 15m, W= 4.0m	町	11,500				10,000		1,500			1,500				0		1,500		

その他	・妙見橋 L= 17m, W= 3.0m	町	1,000					1,000							0		1,000		
	・大森橋 L= 29m, W= 3.0m	町	1,500					1,500							0		1,500		
	・小森橋 L= 20m, W= 3.0m	町	900					900							0		900		
	・下多田橋 L= 11m, W= 3.5m	町	700												4,557				
	・鱸橋 L= 19m, W= 6.0m	町	1,200					1,200							0		1,200		
	・多里上橋 L= 15m, W= 6.5m	町	4,926					4,926							8,235	1,000	7,235		
	・太田橋 L= 21m, W= 3.0m	町	1,200														0	1,200	
	・北の原橋 L= 50m, W= 4.0m	町	4,000														0	4,000	
	・新北の原橋 L= 48m, W= 4.2m	町	2,900														0	2,900	
	・新落合橋 L= 25m, W= 4.6m	町	800														0	800	
	・鉄穴内橋 L= 16m, W= 5.0m	町	1,100														0	1,100	
	・滑11号橋 L= 6m, W= 3.6m	町	1,333															1,136	
	・弓場橋 L= 48m, W= 4.0m	町	4,000															4,000	
	・長陽橋 L= 34m, W= 4.0m	町	4,100															4,100	
	・湯河橋 L= 15m, W= 4.0m	町	700															700	
	・大池橋 L= 14m, W= 4.0m	町	300															300	
	・スキー橋 L= 11m, W= 5.0m	町	2,676															2,676	
	・南橋 L= 31.5m, W= 3.6m	町	22,000															2,075	
	・立石橋 L= 13.3m, W= 4.8m	町	21,000															2,136	
	・陰地橋 L= 17.1m, W= 3.8m	町	600															0	600
交通安全・道路環境ボランティア活動支援	町	1,000															1,000		
(2) 農道																			
奥日野広域農道整備負担金 L=16,292m, W=5.5(7.0)m	鳥取県	10,477	10,477														11,012	6,479	4,533
県営2期奥日野広域農道整備負担金 L=584m, W=5.5(7.0)m	鳥取県	4,252	4,252														2,409	2,292	117
福塚農道改良 L=190m, W=2.5(3.0)m	町	23,800	23,800														22,085	10,853	11,232
(3) 林道																			
林道小熊井谷線林道開設 L=1,670m, W=3.0(4.0)m	町	112,600	112,600														165,005	77,926	87,079
林道内方線新設改良 L=2,000m, W=3.0(4.0)m	町	22,000															22,000		22,000
森林基幹道窓山線整備負担金 L=5,800m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	45,000	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500									35,725	7,711	5,515
道整備交付金県営事業負担金 L=825m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	1,500															1,500		1,500
(6) 電気通信施設等 情報化のための施設																			
行政防災無線更新(デジタル化)	町	250,000															250,000		250,000
有線テレビジョン放送施設 その他の情報化のための施設 (局間光伝送装置)	町	15,000															7,350		7,350
その他の情報化のための施設 (IP電話更新)	町	29,000															29,000		26,892
その他の情報化のための施設 (PS/バッテリー更新)	町	17,440															17,440		22,440
番組送出設備整備	町	50,700															50,700		39,918
(7) 自動車等 自動車																			
町営バス3台購入	町	19,500															19,500	6,500	13,000
(9) 道路整備機械等																			
ロータリー除雪車	町	34,000															34,000		34,000
8トン級除雪車	町	36,269															36,269	10,269	26,000
(11) 過疎地域自立 促進特別事業																			
災害時安否確認システム更新	町	10,000															10,000		0

		災害時緊急情報システム導入	町	7,720			2,530	1,730	1,730	1,730		7,042			1,809	1,727	1,776	1,730		
		CATV設備等の更新に向けての調査事業	町	5,000				5,000				50,000					0		50,000	
		タクシー利用助成	町	3,000	500	500	500	500	500	500		606	106	0	0	0	0	0	500	
		県境を跨いだ広域バス運行への補助	町	4,000			1,000	1,000	1,000	1,000		2,804			511	687	606	1,000		
	(12) その他	バス停設置助成	町	6,000		2,000	2,000	2,000				6,000		0	0	0	0	6,000		
		生山駅バリアフリー化	町	40,000				40,000				40,000				0		40,000		
	小計	—	—	2,464,914	267,412	250,400	261,188	471,265	364,252	850,397		1,820,829	194,667	199,977	87,070	144,123	157,655	1,037,337		
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	29,720	500	10,500	4,030	8,230	3,230	3,230		70,452	106	0	2,320	2,414	2,382	63,230		
	過疎債ソフト分	—	—	29,720	500	10,500	4,030	8,230	3,230	3,230		70,452	106	0	2,320	2,414	2,382	63,230		
	事業実施分	—	—																	
	過疎債ソフト分	—	—																	
	基金積立分	—	—																	
	基金取崩分	—	—																	
3. 生活環境の整備	(1) 水道施設	簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	222,555							82,555	140,000					38,926	140,000	
	(2) 下水道処理施設	浄化市町村整備推進事業	町	71,160	10基 11,860	10基 11,860	10基 11,860	10基 11,860	10基 11,860	10基 11,860		69,603	8基 8,232	6基 11,860	9基 14,145	8基 10,557	50基 12,949	10基 11,860		
		中心地域農村集落排水施設整備事業	町	12,000						12,000		12,000								12,000
	(3) 廃棄物処理施設	ごみ収集車整備事業	町	39,000		パッカー車 9,000	ダンプ 10,000	ダンプ 10,000	ダンプ 10,000			13,762		パッカー車 5,362	ダンプ 8,400	ダンプ 0	ダンプ 0			
		清掃センター設備改修	町	56,066					44,166	11,900		58,475							46,575	11,900
		リサイクルプラザ基幹改良負担金	町	6,300						6,300		6,300								6,300
		汚泥再生処理センター設置負担金	町	138,000							138,000	138,000								138,000
	(5) 消防施設	可搬消防ポンプB3級 14台	町	25,400	3,800 2台	7,600 4台	7,600 4台			2,600 2台	3,800 2台	19,331	2,615 4台	5,208 4台	2,600 2台	2,667 2台	2,441 2台	3,800 2台		
		防災・救済ヘリコプター離着陸場整備	町	58,800						58,800		58,800								58,800
		耐震性貯水槽整備	町	16,700						16,700		16,700								16,700
		公設消防車 2台	町	33,800			大宮 10,700 1台	多里 23,100 1台				34,500			大宮 11,400 1台	多里 23,100 1台				
		消火栓 5基	町	4,000		1基 800	1基 800	1基 800	1基 800	1基 800		5,835		1基 1,598	1基 1,661	0	1基 1,776	1基 800		
		集会所の施設改修助成	町	52,000			13,000	13,000	13,000	13,000		32,214			9,468	6,459	3,287	13,000		
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業	町	9,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		10,097	1,235	2,167	1,946	1,730	1,519	1,500		
		簡易水道等のペットボトル化	町	2,500		1,300	300	300	300	300		2,569		934	372	659	304	300		
		集会所の整備助成	町	1,600			400	400	400	400		400			0	0	0	400		
		住宅改修助成	町	19,500				6,500	6,500	6,500		43,602				24,739	12,363	6,500		
		公営企業会計法適用化事業	町	0								9,800						9,800		
	(8) その他	多目的利用住宅の整備	町	85,600							85,600	85,600							85,600	
	小計	—	—	853,981	17,160	32,060	56,160	67,460	173,681	507,460		796,514	12,082	27,129	49,992	69,911	120,140	517,260		
(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	32,600	1,500	2,800	2,200	8,700	8,700	8,700		66,468	1,235	3,101	2,318	27,128	14,186	18,500			
過疎債ソフト分	—	—	32,600	1,500	2,800	2,200	8,700	8,700	8,700		66,468	1,235	3,101	2,318	27,128	14,186	18,500			
事業実施分	—	—																		
過疎債ソフト分	—	—																		
基金積立分	—	—																		
基金取崩分	—	—																		
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設	その他	認知症高齢者グループホーム 木造平屋建(2ユニット、18床)	町	227,000	用地費含む 227,000						203,416	用地費含む 203,416							
		高齢者福祉施設太陽光発電設備整備	町	30,000						30,000		30,000						30,000		
		特別養護老人ホーム デイサービスセンター-特殊介護浴槽購入	町	50,340		6,000	6,000		14,880	23,460		45,342		3,270	5,985		12,627	23,460		
		高齢者生産活動センター改修	町	20,500				20,500				21,532				21,532				
		空調設備改修	町	55,000					55,000			52,022						52,022		
		介護用ベッド更新	町	2,720					2,720			2,730						2,730		
		高齢者福祉施設機能訓練機器の整備	町	3,000					3,000			2,741						2,741		

		高齢者福祉施設の改修	町	5,300						5,300							5,300	
		高齢者福祉施設の設備機器更新	町	4,100						4,100							4,100	
(2) 介護老人保健施設		短期入所施設建設 併設による増床(9床)	町	150,000	150,000						150,000	150,000						
(3) 児童福祉施設 保育所		にちなん保育園屋根改修	町	0							3,200						3,200	
(7) 市町村保健センター 及び母子保健センター		子育て支援センター建設 木造平屋建、用地購入、駐車場整備	町	135,400			135,400				148,079		129,814	18,265				
(8) 過疎地域自立 促進特別事業		障害者グループホーム整備	町	20,000				10,000		10,000					0		10,000	
		障がい者雇用事業	町	3,600				1,200	1,200	1,200					962	1,026	1,200	
		ワークライフバランス支援	町	16,200				5,400	5,400	5,400					5,450	5,450	5,400	
(9) その他		高齢者向け優良賃貸住宅整備	町	200,000			200,000				200,000			0			200,000	
小計		—	—	923,160	377,000	6,000	341,400	37,100	82,200	79,460	897,950	353,416	3,270	135,799	46,209	76,596	282,660	
(うち過疎地域自立促進特別事業分)		—	—	39,800	0	0	0	16,600	6,600	16,600	29,488	0	0	0	6,412	6,476	16,600	
過疎債ソフト分		—	—	39,800	0	0	0	16,600	6,600	16,600	29,488	0	0	0	6,412	6,476	16,600	
事業実施分		—	—															
過疎債ソフト分		—	—															
基金積立分		—	—															
基金取崩分		—	—															
5. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	病院施設の改修等	町	10,000						10,000						9,720		
		医療機器等整備	町	164,500	7,000	39,000	54,000	20,000	24,500	20,000		113,684	2,609	13,082	34,219	18,766	25,008	20,000
		医師住宅、職員住宅の整備改修	町	60,000			30,000			30,000		60,000		0			0	60,000
		電子カルテ相互活用システム整備	町	85,000			10,000				75,000			0				75,000
(3) 過疎地域自立 促進特別事業		医療技術職員資格取得資金貸付事業	町	7,350	400	700	1,300	1,450	1,750	1,750		3,550	1,800	0	0	0	0	1,750
		過疎地の勤務医休暇確保対策	町	16,500	1,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		3,000	0	0	0	0	0	3,000
		過疎地の勤務医論文検索システム対策	町	4,500	750	750	750	750	750	750		750	0	0	0	0	0	750
		過疎地の勤務医研修支援事業	町	4,320	720	720	720	720	720	720		720	0	0	0	0	0	720
(4) その他		ドクターヘリポート整備	町	7,000			7,000				7,000			0			7,000	
小計		—	—	359,170	10,370	84,170	66,770	25,920	70,720	101,220	273,424	4,409	13,082	34,219	18,766	34,728	168,220	
(うち過疎地域自立促進特別事業分)		—	—	32,670	3,370	5,170	5,770	5,920	6,220	6,220	8,020	1,800	0	0	0	0	6,220	
過疎債ソフト分		—	—	32,670	3,370	5,170	5,770	5,920	6,220	6,220	8,020	1,800	0	0	0	0	6,220	
事業実施分		—	—															
過疎債ソフト分		—	—															
基金積立分		—	—															
基金取崩分		—	—															
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	中学校技術棟耐震補強	町	26,000	26,000							52,364	52,364					
		中学校技術棟屋根修繕	町	9,000						9,000		9,000					9,000	
		校舎空調設備整備	町	81,000					81,000			74,963				74,963		
	教員住宅	教員住宅整備改修	町	11,200					11,200			11,110				11,110		
	給食センター	給食センター改修	町	96,107					96,107			100,174				100,174		
(3) 集会施設、体育施設等		地域振興・活性化センター改修	町	25,400						18,000	7,400	24,894					17,494	7,400
		社会体育館整備 (小学校体育館併用) (耐震補強等)	町	313,400			313,400					313,400		0				313,400
		テニスコート整備	町	170,000						88,100	81,900	99,775					17,875	81,900
(4) 過疎地域自立 促進特別事業		学校や家庭における教育支援	町	52,500			3,500	17,500	17,500	14,000	53,105			4,308	13,468	21,329	14,000	
(5) その他		放課後子ども教室整備	町	30,000	30,000						30,000	0					30,000	
小計		—	—	814,607	56,000	313,400	3,500	205,807	123,600	112,300	768,785	52,364	0	4,308	199,715	56,698	455,700	
(うち過疎地域自立促進特別事業分)		—	—	52,500	0	0	3,500	17,500	17,500	14,000	53,105	0	0	4,308	13,468	21,329	14,000	
過疎債ソフト分		—	—	52,500	0	0	3,500	17,500	17,500	14,000	53,105	0	0	4,308	13,468	21,329	14,000	
事業実施分		—	—															
過疎債ソフト分		—	—															
基金積立分		—	—															
基金取崩分		—	—															
7. 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	歴史・文化資料等の調査及び整理	町	14,000			3,500	3,500	3,500	3,500		14,211			3,308	3,898	3,505	3,500

議案第 12 号

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町一般職員の給与に関する条例（昭和 46 年 3 月 25 日条例第 10 号）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 147.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の <u>167.5</u> 」とする。	(期末手当) 第 6 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町一般職員の給与に関する条例（昭和 46 年 3 月 25 日条例第 10 号）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 147.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の <u>157.5</u> 」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第 2 条 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年 3 月 25 日条例第 10 号）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「10	(期末手当) 第 6 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年 3 月 25 日条例第 10 号）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「10

0 分の 122.5」 とあるのは「100 分の <u>150</u> 」 と、「100 分の 137.5」 とあるのは「100 分 の <u>165</u> 」 とする。	0 分の 122.5」 とあるのは「100 分の <u>147.5</u> 」 と、「100 分の 137.5」 とあるのは「100 分 の <u>167.5</u> 」 とする。
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 13 号

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 46 年条例第 8 号）一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 100 分の 120 に相当する額に日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年日南町条例第 10 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町一般職員の職員給与に関する条例（昭和 46 年 3 月 25 日条例第 10 号）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 147.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の <u>167.5</u> 」とする。	(期末手当) 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 100 分の 120 に相当する額に日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年日南町条例第 10 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町一般職員の職員給与に関する条例（昭和 46 年 3 月 25 日条例第 10 号）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 147.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の <u>157.5</u> 」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第 2 条 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 100 分の 120 に相当する額に日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年日南町条例第 10 号）の適用を受ける職員（以下「一	(期末手当) 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 100 分の 120 に相当する額に日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年日南町条例第 10 号）の適用を受ける職員（以下「一

般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町一般職員の職員給与に関する条例(昭和46年3月25日条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の <u>150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の <u>165</u> 」とする。	般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町一般職員の職員給与に関する条例(昭和46年3月25日条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の <u>147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の <u>167.5</u> 」とする。
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日南町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

議案第 14 号

日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第 20 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 75（特定管理職にあっては、100 分の 95）</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 85（特定管理職にあっては、100 分の 105）</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 35（特定管理職にあっては、100 分の 45）</u>、12 月</p>	<p>(勤勉手当) 第 20 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 75（特定管理職員にあっては、100 分の 95）</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 35（特定管理職員にあっては、100 分の 45）</u> を乗じて得た額の総額</p>

<p><u>に支給する場合においては 100 分の 40</u> <u>(特定管理職にあつては、100 分の 50)</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
--	----------------

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	

	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000		17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000		18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800		19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700		20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700		21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600		22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600		23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500		24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500		25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400		26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400		27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400		28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900		29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700		30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500		31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100		32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900		33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300		34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800		35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400		36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800		37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000		38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900

	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600		61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500

	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
	94		293,600	341,400					94		292,500	340,300			
	95		294,000	341,900					95		292,900	340,800			
	96		294,400	342,300					96		293,300	341,200			
	97		294,600	342,400					97		293,500	341,300			
	98		294,900	342,900					98		293,800	341,800			
	99		295,300	343,300					99		294,200	342,200			
	100		295,700	343,600					100		294,600	342,500			
	101		295,900	343,900					101		294,800	342,800			
	102		296,200	344,300					102		295,100	343,200			
	103		296,600	344,700					103		295,500	343,600			
	104		296,900	345,100					104		295,800	344,000			
	105		297,100	345,600					105		296,000	344,500			

	106		<u>297,400</u>	<u>346,000</u>					106		<u>296,300</u>	<u>344,900</u>			
	107		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>					107		<u>296,700</u>	<u>345,300</u>			
	108		<u>298,100</u>	<u>346,800</u>					108		<u>297,000</u>	<u>345,700</u>			
	109		<u>298,300</u>	<u>347,300</u>					109		<u>297,200</u>	<u>346,200</u>			
	110		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>					110		<u>297,600</u>	<u>346,600</u>			
	111		<u>299,100</u>	<u>348,000</u>					111		<u>298,000</u>	<u>346,900</u>			
	112		<u>299,400</u>	<u>348,300</u>					112		<u>298,300</u>	<u>347,200</u>			
	113		<u>299,500</u>	<u>348,800</u>					113		<u>298,400</u>	<u>347,700</u>			
	114		<u>299,800</u>						114		<u>298,700</u>				
	115		<u>300,100</u>						115		<u>299,000</u>				
	116		<u>300,500</u>						116		<u>299,400</u>				
	117		<u>300,700</u>						117		<u>299,600</u>				
	118		<u>300,900</u>						118		<u>299,800</u>				
	119		<u>301,200</u>						119		<u>300,100</u>				
	120		<u>301,500</u>						120		<u>300,400</u>				
	121		<u>301,900</u>						121		<u>300,800</u>				
	122		<u>302,100</u>						122		<u>301,000</u>				
	123		<u>302,400</u>						123		<u>301,300</u>				
	124		<u>302,700</u>						124		<u>301,600</u>				
	125		<u>303,000</u>						125		<u>301,900</u>				
再任用職員		<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>	再任用職員		<u>185,400</u>	<u>212,900</u>	<u>252,900</u>	<u>272,300</u>	<u>287,400</u>	<u>312,800</u>

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

<p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の37.5</u>（特定管理職にあつては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>合においては<u>100分の85</u>（特定管理職にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の35</u>（特定管理職にあつては、<u>100分の45</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の40</u>（特定管理職にあつては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日南町職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

議案第 15 号

日南町職員の退職管理に関する条例の制定について

次のとおり、日南町職員の退職管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町職員の退職管理に関する条例

日南町職員の退職管理に関する条例を次のとおり制定する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営

利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり、道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例

道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 道路利用者への良好な休憩の場の提供及び地域情報の発信により町民と来訪者との交流を促進するとともに、農林水産物等の特産品の販売による地域産業の振興に寄与することを目的として、鳥取県と一体型で道の駅を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 にちなん日野川の郷
- (2) 鳥取県日野郡日南町生山 386 番地

（事業）

第 4 条 道の駅にちなん日野川の郷（以下「道の駅」という。）は、第 1 条の設置の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関すること。
- (2) 農林水産物等の特産品及び飲食物その他の物品を製造及び販売するための施設の提供に関すること。
- (3) 地域情報、観光情報及びイベント情報その他情報の提供に関すること。
- (4) 地域の住民相互の交流の促進に関すること。
- (5) 災害発生時の被災者等への支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために町長が必要と認める事業

(施設の構成)

第5条 道の駅には、次に掲げる施設その他当該施設に付随する施設とし、以下各号に掲げるものとする。

- (1) 特産品等販売施設
- (2) 共同加工実習室
- (3) 多目的ホール
- (4) 外部通路
- (5) 駐車場
- (6) プレイロット及びイベント広場
- (7) その他の付帯施設

(指定管理者による管理)

第6条 道の駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の管理期間)

第7条 指定管理者が道の駅の管理運営業務を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を限度として、町長が定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(開館時間等)

第8条 道の駅の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者又は管理受託者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更することができる。

(管理者が行う業務)

第9条 管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 道の駅の利用の許可に関する業務
- (3) 道の駅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 道の駅の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する設置の目的を達成するために必要な業務

(利用の許可等)

第10条 道の駅（第5条第1号から第6号に掲げる施設に限る。）を専用して利用しようとする者は、あらかじめ申請し、管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 管理者は、道の駅の管理上必要があると認めるときは、利用許可に必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(利用の不許可)

第11条 管理者は、前条第1項の規定により利用許可の申請があつた場合において、その利用が次のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 道の駅の施設、附属設備又は備品等（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 日南町暴力団等の排除に関する条例（平成25年日南町条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が道の駅の管理上支障があると認めるとき。
（利用許可の取消し等）

第12条 管理者は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (2) 道の駅を許可された利用目的と異なった目的に利用したとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により専用利用許可を受けたとき。
- (5) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定により、利用許可を取り消し、又は必要な措置を命じた場合において利用者に損害が生じても、管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

（利用権の譲渡等禁止）

第13条 利用者は、道の駅を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等）

第14条 利用者は、道の駅の利用に当たって、特別の設備を設置し、又は特別の器具を利用しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

（入場の制限等）

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒否し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物を携帯する者
- (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者
- (5) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝又は販売その他これらに類する行為をする者
- (6) 許可なく印刷物又はポスターその他これに類する物を配布し、又は掲示する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があると認める者

（行為の禁止）

第16条 道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為
- (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為
- (3) 騒音又は大声を発する等他人の迷惑になるおそれのある行為
- (4) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用する行為
- (5) 土石若しくは植物の採取又は鳥獣の捕獲若しくは殺傷する行為
- (6) 立入禁止区域に立ち入る行為

- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置く行為
- (8) 前各号に定めるもののほか、道の駅の管理上支障があると町長が認める行為
(利用の禁止又は制限)

第 17 条 町長、管理者は、道の駅の損傷その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき、又は道の駅に関する工事のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて道の駅の利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用料金)

第 18 条 利用者（第 5 条に掲げる施設の利用者にあつては、物品等を提供する利用者に限る。）は、管理者に対し、利用料金を規則で定める期日までに支払わなければならない。

2 利用料金は、別表 1 の額の範囲内において、管理者が町長の承認を得て定めるものとする。ただし、この場合において 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 前項の規定により管理者に納付された使用料は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により指定管理者の収入とすることができる。

(利用料金の減免)

第 19 条 管理者は、特に必要があると認めるとき、又は町長が別に定めるときは、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 20 条 既に支払った利用料金は、還付しない。ただし、管理者は、特に必要があると認めるとき、又は町長が別に定めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(施設の変更禁止)

第 21 条 利用者は、道の駅の施設の原状を変更し、又は特別の設備を設けて、これらを利用してはならない。ただし、あらかじめ申請し、町長がこれを認めた場合は、この限りでない。

2 道の駅を利用する者は、その利用を終了したとき、又は第 12 条の規定により利用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備又は器具を撤去し、道の駅を原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 22 条 道の駅を利用する者は、その責めに帰すべき理由により、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 道の駅の管理を管理者に行わせるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(利用料金の検討)

- 3 町長は、この条例の施行後 5 年以内を目安として、経済情勢の推移等を勘案しつつ利用料金の額を検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

別表第 1（第 18 条関係）

利用料

区分	単位	利用料金
共同加工実習室	1 日	500 円
多目的ホール	1 日	営利を目的とする場合は、当該日の売上額に 100 分の 15 を乗じて得た額 その他利用の場合は 1,000 円とし、半日利用（4 時間以内）は 500 円
外部通路等その他施設	1 日	当該日の売上額に 100 分の 15 を乗じて得た額
<p>「売上額」とは、外部通路等その他施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）、飲食提供の利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額又は多目的ホールにおいて、利用者が物品等を提供して得た対価の額の総額をいう。</p> <p>利用者が電気、ガス又は上下水道等（以下「光熱水費等」という。）を利用するときは、この表に掲げる利用料金のほか、光熱水費等の料金又は設備等に要する実費相当額を徴収することができる。この場合において、光熱水費等を利用するための設備等は利用者の負担とする。</p> <p>多目的ホールにおいて、冷暖房施設を利用するときは、規定料金の 50% 増とする。</p>		

○道の駅にちなん日野川の郷の管理及び運営に関する規則

(一年一月一日規則第一号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例(平成 28 年日南町条例第●号。以下「条例」という。)第 23 条の規定に基づき、日南町道の駅(以下「道の駅」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 条例第 8 条に規定する道の駅の開館時間及び休館日は、別表第 1 のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に開館もしくは休館することができる。

(利用料)

第 3 条 条例第 18 条に規定する道の駅の利用料は、別表第 2 のとおりとする。

(利用申請)

第 4 条 道の駅を利用しようとする者は、日南町道の駅利用許可申請書(様式第 1 号)を指定管理者又は管理受託者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(利用許可書の交付)

第 5 条 管理者は、前条の申請を許可するときは、日南町道の駅利用許可書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第 6 条 管理者は、道の駅の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、利用の許可を取消し、又は利用の停止を命ずるときは、日南町道の駅利用(許可取消・停止)通知書(様式第 3 号)により、利用者に通知するものとする。

(管理者による開館時間等の変更等の承認手続)

第 7 条 管理者は、条例第 8 条第 2 項の規定による開館時間の変更、休館日の変更及び臨時の休館の承認を受けようとするときは、日南町道の駅開館時間等変更等承認申請書(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第 18 条第 2 項に規定する利用料金の額の承認を受けようとするときは、日南町道の駅利用料金承認申請書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、その結果を日南町道の駅利用料金承認書(様式第 6 号)により管理者に通知するものとする。

(利用料金の減免)

第 8 条 条例第 19 条の規定により、利用料金を減額し、又は免除することができる場合及び金額は別表第 2 のとおりとする。

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、第 4 条第 1 項に規定する利用許可の申請と同時に日南町道の駅利用料金減免申請書（様式第 7 号）を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は前項の申請に基づき利用料の減免を承認したときは、日南町道の駅利用料金減免決定通知書（様式第 8 号）を交付するものとする。

（利用料金の還付）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額の利用料を還付することができる。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰さない利用により利用できないときは全額とする。
- (2) 町長が特に必要と認めたときはその都度町長が定める額とする。

（その他）

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

施設名	開館及び閉館時間	休館日
特産品等販売施設	午前 9:00～午後 6:00 (4 月 1 日～9 月末)	・ 毎月第 2 水曜日 ・ 年末年始 (12/31～1/3)
共同加工実習室	午前 9:00～午後 5:00 (10 月 1 日～11 月末)	
多目的ホール	午前 9:00～午後 4:00 (12 月 1 日～3 月末)	
プレイロット		
駐車場	午前 0:00～午後 12:00	なし
イベント広場		

別表第 2(第 3 条関係)

区分	単位	利用料金
共同加工実習室	1 日	500 円
多目的ホール	1 日	営利を目的とする場合は、当該日の売上額に 100 分の 15 を乗じて得た額 その他利用の場合は 1 時間につき 500 円
外部通路等その他施設	1 日	当該日の売上額に 100 分の 15 を乗じて得た額
<p>「売上額」とは利用許可書の交付を受けた者が、許可を受けた各施設において、特産品、飲食物、物品等を販売して得た対価の額の総額をいう。</p> <p>【減免】</p> <p>1. 町又は町の機関が主催あるいは共催する事業に利用するとき。</p>		

2. 道の駅の設置目的に沿って、町内の公共団体が営利を目的としない利用をするとき。
3. その他、町長、指定管理者及び管理受託者が特に減免又は免除する必要があると認めるときは減額もしくは免除する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

利用許可申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

利用許可書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

許可取消・停止通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

開館時間等変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

利用料金承認申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

利用料金承認書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

利用料金減免申請書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 8 条関係)

利用料減免決定通知書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

設備等変更願
[別紙参照]

様式第 10 号(第 10 条関係)

設備等変更許可書
[別紙参照]

議案第 17 号

日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

次のとおり、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例

日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例を次のとおり制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合における当該特定業務施設の用に供する固定資産に対する固定資産税に係る不均一の課税に関し必要な事項を定めることにより、本町の活力の再生に係る事業活動の向上を図り、もって本町の経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方活力向上地域 本町の区域内に存する地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域をいう。
- (2) 特定業務施設 地域再生法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する特定業務施設をいう。
- (3) 認定事業者 地域再生法第 17 条の 2 第 4 項に規定する認定事業者であって、平成 30 年 3 月 31 日までに、同条第 1 項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同条第 3 項の規定に基づく認定（次条において「計画認定」という。）を受けたものをいう。

（地方活力向上地域内における特定業務施設の整備に係る固定資産税の不均一課税）

第 3 条 認定事業者が、計画認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日まで（同日までに地域再生法第 17 条の 2 第 6 項の規定により計画認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において特定業務施設を新設し、又は増設した場合において、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）第 2 条第 3 号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に該当するもの）に限る。以下「特定業務施設供用資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該特定業務施設供用資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から起算して 3 年度分の

固定資産税に限り、日南町税条例（平成 17 年日南町条例第 63 号）第 62 条の規定にかかわらず、100 分の 0.15 とする。

（不均一課税の適用の申請等）

第 4 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該特定業務施設供用資産に係る固定資産税の不均一の課税を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在における当該特定業務施設供用資産に係る次に掲げる事項を記載した申請書を、同月 31 日までに、町長に提出しなければならない。

（1）所有者の住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

（2）当該特定業務施設供用資産の所在地、取得価額及び取得年月日

（3）前 2 号に掲げるもののほか、町長が当該特定業務施設供用資産に関し必要と認める事項

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査をすることができる。

3 町長は、第 1 項の申請に係る特定業務施設供用資産について前条の規定による固定資産税の不均一の課税をすることとした場合においては、当該特定業務施設供用資産の所有者に対し、文書をもってその旨を通知しなければならない。

（日南町税条例の適用）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、特定業務施設供用資産に係る固定資産税については、日南町税条例の定めるところによる。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

日南町情報公開条例の一部改正について

次のとおり、日南町情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町情報公開条例の一部を改正する条例

日南町情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条） 第 2 章 公文書の公開（第 5 条－第 17 条） 第 3 章 審査請求（第 17 条の 2－第 19 条） 第 4 章 補則（第 20 条－第 24 条） 附則 第 3 章 審査請求 <u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u> 第 17 条の 2 公開決定等又は公開請求に係る <u>不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は適用しない。</u> （審査会への諮問） 第 18 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法 <u>による審査請求</u> があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 （1） <u>審査請求</u> が不適法であり、却下するとき。 （2） <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、</u>	目次 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条） 第 2 章 公文書の公開（第 5 条－第 17 条） 第 3 章 <u>不服申立て（第 18 条・第 19 条）</u> 第 4 章 補則（第 20 条－第 24 条） 附則 第 3 章 <u>不服申立て</u> （新設） （審査会への諮問） 第 18 条 公開決定等 <u>について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立て</u> があったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 （1） <u>不服申立て</u> が不適法であり、却下するとき。 （2） <u>公開決定等（公開請求に係る公文書</u>

<p><u>当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合（当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>2 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>公開請求者（その者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した者（その者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p><u>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</u></p> <p>第19条 第14条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の裁決を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>	<p><u>の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開するとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>公開請求者（その者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した者（その者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p><u>（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）</u></p> <p>第19条 第14条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る公開決定等_____</u> _____ <u>を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 19 号

日南町個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり、日南町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日南町個人情報保護条例（平成 13 年条例第 4 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）	第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
第 2 章 個人情報の取扱い（第 6 条－第 11 条）	第 2 章 個人情報の取扱い（第 6 条－第 11 条）
第 3 章 自己情報の開示等（第 12 条－第 29 条）	第 3 章 自己情報の開示等（第 12 条－第 29 条）
第 4 章 <u>審査請求（第 29 条の 2－第 31 条）</u>	第 4 章 <u>不服申立て（第 30 条・第 31 条）</u>
第 5 章 補則（第 32 条－第 37 条）	第 5 章 補則（第 32 条－第 37 条）
附則	附則
第 4 章 <u>審査請求</u> <u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u>	第 4 章 <u>不服申立て</u> (新設)
<u>第 29 条の 2 開示決定等若しくは第 26 条第 1 項の決定又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は適用しない。</u> <u>（審査会への諮問）</u>	
<u>第 30 条 開示決定等若しくは第 26 条第 1 項の決定又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u>	<u>第 30 条 削除</u>

<p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る自己情報の全部を公開するとき。ただし、当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>開示請求者（その者が審査請求人及び参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した者（その者が審査請求人及び参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第31条 第20条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>採決</u></u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の<u>採決</u>（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>	<p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第31条 第20条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の<u>決定</u>（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 20 号

日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

次のとおり、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日南町固定資産評価審査委員会条例(昭和 45 年条例第 32 号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
第 3 章 審査の申出 (審査の申出) 第 4 条 (略) 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 <u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、 <u>行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)第 3 条第 1 項</u> に規定する書面を添付しなければならない。 4・5 (略) 6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない</u>	第 3 章 審査の申出 (審査の申出) 第 4 条 (略) 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 _____ (新設) <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____ <u>を記載し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 13 条第 1 項</u> に規定する書面を添付しなければならない。 4・5 (略) (新設)

い。

第4章 審査の手続

(書面審理)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

4 (略)

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを町長に送付しなければならない。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、日南町手数料条例(平成12年日南町条例第8号)の別表に定める額とする。

2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 手数料の納付について収入証紙によることが適当でない審査申出として委員会がその範囲及び手数料の納付の方法を公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合(第3号に掲げる場合を除く。)

(2) 委員会の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該委員会が公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合(次号に掲げる場合を除く。)

(3) 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理

第4章 審査の手続

(書面審理)

第6条 (略)

(新設)

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 (略)

(新設)

(新設)

<p><u>組織を使用して法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規程で定める方法により手数料を納付する場合</u> (手数料の減免)</p> <p><u>第 11 条 委員会は、法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力が無いと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>2 <u>手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の書面には、審査申出人が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</u> (議事についての調書)</p> <p><u>第 12 条 (略)</u> (決定書の作成)</p> <p><u>第 13 条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 主文</u> <u>(2) 事案の概要</u> <u>(3) 審査申し出人及び町長の主張の要旨</u> <u>(4) 理由</u></p> <p>2 (略) (審査の秩序維持)</p> <p><u>第 14 条 (略)</u> 第 5 章 雑則 (関係者に対する費用の弁償)</p> <p><u>第 15 条 (略)</u> (固定資産評価審査委員会規程への委任)</p>	<p>(新設)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p><u>第 10 条 (略)</u> (決定書の作成)</p> <p><u>第 11 条 委員会は、審査の決定をする場合においては、</u> <u>決定書を作成しなければならない。</u></p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>2 (略) (審査の秩序維持)</p> <p><u>第 12 条 (略)</u> 第 5 章 雑則 (関係者に対する費用の弁償)</p> <p><u>第 13 条 (略)</u> (固定資産評価審査委員会規程への委任)</p>
---	---

第 16 条 (略)

第 14 条 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の日南町固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 10 条、第 11 条並びに第 13 条第 1 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(委員任期の特例)

3 平成 26 年 5 月 14 日から平成 29 年 5 月 13 日までを任期とする委員の任期は、法第 423 条第 6 項の規定に関わらず、平成 28 年 10 月 30 日までとし、平成 28 年 5 月 14 日から平成 31 年 5 月 13 日までを任期とする委員の任期は、法第 423 条第 6 項の規定に関わらず、平成 28 年 10 月 30 日までとする。

議案第 21 号

日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 56 年条例第 2 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 2 条関係） 報酬				別表第 1（第 2 条関係） 報酬			
教育委員会の委員	委員	月額	36,000 円	教育委員会の委員	委員	月額	26,800 円
選挙管理委員会の委員	委員長	日額	5,500 円	選挙管理委員会の委員	委員長	日額	5,500 円
	委員	同	5,000 円		委員	同	5,000 円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	51,000 円	監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	同	8,700 円
	議会の議員のうちから選任された委員	同	25,500 円		議会の議員のうちから選任された委員	同	7,200 円
固定資産評価審査委員会の委員	委員長	日額	5,300 円	固定資産評価審査委員会の委員	委員長	同	5,300 円
	委員	同	4,800 円		委員	同	4,800 円
農業委員会の委員	会長	月額	51,000 円	農業委員会の委員	会長	月額	41,300 円
	会長職務代理者	同	41,000 円		会長職務代理者	同	32,000 円
	委員	同	36,000 円		委員	同	26,800 円
農地利用最適化推進委員		同	36,000 円				
交通指導員		年額	38,900 円	交通指導員		年額	38,900 円
スポーツ推進委員		同	20,000 円	スポーツ推進委員		同	20,000 円

選挙長	日額	10,600円以内	選挙長	日額	10,600円以内
投票管理者	同	12,600円以内	投票管理者	同	12,600円以内
期日前投票管理者	同	11,100円以内	期日前投票管理者	同	11,100円以内
開票管理者	同	10,600円以内	開票管理者	同	10,600円以内
投票立会人	同	10,700円以内	投票立会人	同	10,700円以内
期日前投票立会人	同	9,500円以内	期日前投票立会人	同	9,500円以内
開票立会人	同	8,800円以内	開票立会人	同	8,800円以内
選挙立会人	同	8,800円以内	選挙立会人	同	8,800円以内
専門委員及び前各号に掲げる者を除く附属機関の委員その他の構成員	長	同	専門委員及び前各号に掲げる者を除く附属機関の委員その他の構成員	長	同
	その他	同		その他	同

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第1の表中、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の規定については、平成28年5月19日から施行する。

議案第 22 号

日南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり、日南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日南町税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 節 通則（第 1 条－第 6 条）	第 1 節 通則（第 1 条－第 6 条）
第 2 節 賦課徴収（第 7 条－第 22 条）	第 2 節 賦課徴収（第 7 条－第 22 条）
第 2 章 普通税	第 2 章 普通税
第 1 節 町民税（第 23 条－第 53 条の 1 2）	第 1 節 町民税（第 23 条－第 53 条の 1 2）
第 2 節 固定資産税（第 54 条－第 79 条）	第 2 節 固定資産税（第 54 条－第 79 条）
第 3 節 軽自動車税（第 80 条－第 91 条）	第 3 節 軽自動車税（第 80 条－第 91 条）
第 4 節 町たばこ税（第 92 条－第 102 条）	第 4 節 町たばこ税（第 92 条－第 102 条）
第 5 節 鉱産税（第 103 条－第 130 条）	第 5 節 鉱産税（第 103 条－第 130 条）
第 6 節 特別土地保有税（第 131 条－第 1 40 条の 7）	第 6 節 特別土地保有税（第 131 条－第 1 40 条の 7）
第 3 章 目的税	第 3 章 目的税
第 1 節 入湯税（第 141 条－第 149 条）	第 1 節 入湯税（第 141 条－第 149 条）
附則	附則
第 2 章 普通税	第 2 章 普通税
第 1 節 町民税 （町民税の減免）	第 1 節 町民税 （町民税の減免）
第 51 条 （略）	第 51 条 （略）

<p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限（前7日）</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 特別土地保有税 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限（前7日）</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）</u> _____</p> <p>_____（_____法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 特別土地保有税 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

日南町手数料条例の一部改正について

次のとおり、日南町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町手数料条例の一部を改正する条例

日南町手数料条例（平成 12 年条例第 8 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後						改正前					
別表						別表					
	手数料を徴収する事務	手数料の名称	単位	金額	備考		手数料を徴収する事務	手数料の名称	単位	金額	備考
1 ～ 40	略	略	略	略	略	1 ～ 40	略	略	略	略	略
41	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 1 項（同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し又は書面の交付	行政不服審査法に基づく写真の写し又は交付手数料	白黒 1 枚につき カラ ー 1 枚につき	10 円 50 円	両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として計算する。						
42	略	略	略	略	略	41	略	略	略	略	略

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部改正について

次のとおり、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部を改正する条例

（日南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 1 条 日南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（報告事項）</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2） 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>（3） 略</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5） 略</u></p> <p><u>（6） 略</u></p> <p><u>（7） 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>（8） 職員の研修_____の状況</u></p> <p><u>（9） 略</u></p> <p><u>（10） 略</u></p>	<p>（報告事項）</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（新設）</p> <p><u>（2） 略</u></p> <p><u>（3） 略</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5） 略</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（6） 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>（7） 略</u></p> <p><u>（8） 略</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 日南町職員の休日及び休暇に関する条例(昭和45年条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 25 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正について

次のとおり、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例

（日南町簡易水道事業分担金条例の一部改正）

第 1 条 日南町簡易水道事業分担金条例（平成元年条例第 8 号）を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>（賦課に対する<u>審査請求</u>）</p> <p>第 4 条 前条の規定により分担金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>不服</u>があるときは、その賦課を受けた日から <u>3 月</u>以内に町長に対し<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>（削る）</p>	<p>（賦課に対する<u>異議の申し立て</u>）</p> <p>第 4 条 前条の規定により分担金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>異議</u>があるときは、その賦課を受けた日から <u>30 日</u>以内に町長に対し<u>異議</u>を申し立てることができる。</p> <p>2 <u>町長は、前項の規定による異議の申し立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後 30 日以内にこれを決定しなければならない。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（日南町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）

第 2 条 日南町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成 6 年条例第 32 号）を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>（賦課に対する<u>審査請求</u>）</p> <p>第 3 条 前条の規定により負担金又は特別徴収金の賦課を受けたものは、その賦課の算定に<u>不服</u>があるときは、その賦課を受けた日から <u>3 月</u>以内に町長に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>（削る）</p>	<p>（賦課に対する<u>異議の申立て</u>）</p> <p>第 3 条 前条の規定により負担金又は特別徴収金の賦課を受けたものは、その賦課の算定に<u>異議</u>があるときは、その賦課を受けた日から <u>15 日</u>以内に町長に対して<u>異議</u>を申し立てることができる。</p> <p>2 <u>町長は、前項の規定による異議の申し立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後</u></p>

	<u>30日以内にこれを決定しなければならない。</u>
--	------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第3条 日南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和49年条例第38号)を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(賦課に対する<u>審査請求</u>)</p> <p>第4条 第2条の規定により賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>不服</u>があるときは、その賦課を受けた日から<u>3月以内</u>に町長に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>(賦課に対する<u>異議の申立て</u>)</p> <p>第4条 第2条の規定により賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>異議</u>があるときは、その賦課を受けた日から<u>30日以内</u>に町長に対して<u>異議を申し立て</u>ることができる。</p> <p>2 <u>町長は、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後30日以内にこれを決定しなければならない。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町営林道開設等事業分担金条例の一部改正)

第4条 日南町営林道開設等事業分担金条例(昭和51年条例第28号)を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(賦課に対する<u>審査請求</u>)</p> <p>第4条 前条の規定により分担金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>不服</u>があるときは、その賦課を受けた日から<u>3月以内</u>に、町長に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>(賦課に対する<u>異議の申立て</u>)</p> <p>第4条 前条の規定により分担金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>異議</u>があるときは、その賦課を受けた日から<u>30日以内</u>に、町長に対して<u>異議を申し立て</u>ることができる。</p> <p>2 <u>町長は、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後30日以内にこれを決定しなければならない。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。